

第百二十九回国会 衆議院 通信委員會 議 録 第 六 号

平成六年六月二十日(月曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 高橋 一郎君

理事 佐田玄二郎君

理事 自見庄三郎君

理事 岡島 正之君

理事 田中 昭一君

理事 荒井 広幸君

理事 川崎 二郎君

理事 齊藤斗志二君

理事 虎島 和夫君

理事 山下 徳夫君

理事 高木 義明君

理事 吹田 愷君

理事 大木 正吾君

理事 山崎 泉君

理事 吉岡 賢治君

理事 高木 陽介君

理事 矢島 恒夫君

出席國務大臣

郵政大臣 日笠 勝之君

出席政府委員

郵政大臣官房長 木村 強君

郵政省郵務局長 新井 忠之君

郵政省貯金局長 山口 憲美君

郵政省簡易保険局長 高木 繁俊君

委員外の出席者

通信委員会調査室長 丸山 一敏君

委員の異動

六月十七日

補欠選任

第一類第十一号

通信委員會議録第六号

平成六年六月二十日

荒井 広幸君 石原慎太郎君
川崎 二郎君 坂本三十次君
岸本 光造君 武藤 嘉文君

同日 補欠選任

石原慎太郎君

坂本三十次君

武藤 嘉文君

同日 補欠選任

荒井 広幸君

川崎 二郎君

岸本 光造君

同日 補欠選任

小里 貞利君

田野瀬良太郎君

青山 丘君

木村 守男君

山崎 泉君

神崎 武法君

同日 補欠選任

稲葉 大和君

谷垣 禎一君

高木 義明君

豊田潤多郎君

島山健治郎君

大野由利子君

同日 補欠選任

吉田 治君

青山 丘君

六月八日

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)(参議院送付)

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)(参議院送付)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)(参議院送付)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)(参議院送付)

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)(参議院送付)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)(参議院送付)

○高橋委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、参議院送付、簡易生命保険法の一部を改正する法律案、内閣提出、参議院送付、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案並びに内閣提出、参議院送付、郵便貯金法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

日笠郵政大臣。順次趣旨の説明を聴取いたします。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○日笠國務大臣 初めに、簡易生命保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

その内容は、被保険者の常時の介護を要する身体障害の状態が一定期間継続したことにより年金を割り増して支払う終身年金保険を設けること、この終身年金保険については、加入申し込み時に被保険者の健康状態について告知を受けるようにすること等であります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日からいたします。

次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲を拡大するとともに、簡易保険福祉事業団において、同特別会計から運用寄託をされた資金の運用を行うことができるようにするため、所要の改正を行おうとするものであります。

まず、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正の概要について申し上げます。

第一に、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲に、国債及び外国政府の発行する債券に係る標準物並びに債券オプションを加えることとしております。

第二に、簡易生命保険特別会計の積立金を外国債に運用する場合において、外国政府等の発行する外国債その他外国法人の発行する政令で定める外国債については、一の外国政府等または外国法

人の一回に発行する外国債の十分の六を超える割合の引き受け等を行つてはならないとする規定を準用しないこととしております。

第三に、郵政大臣は、簡易生命保険特別会計の積立金から、簡易保険福祉事業団に対して運用のための資金を低利かつ変動金利により運用寄託することができるとしてあります。

次に、簡易保険福祉事業団法の一部改正の概要について申し上げます。

第一に、簡易保険福祉事業団の業務について、簡易生命保険特別会計から借り入れた資金の運用を同特別会計から運用寄託をされた資金の運用に改めることとしてあります。

第二に、簡易保険福祉事業団は、運用寄託金の受け入れ後十年以内に当該運用寄託金を簡易生命保険特別会計に返還しなければならないこととしてあります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日からといたしてあります。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するとともに郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、すべての通常郵便貯金の利率について市場金利を勘案して郵政大臣が定めることとするともに、長期間払い戻しの請求等がない郵便貯金についての取り扱いを合理化し、郵便貯金を担保とす貸し付けの更新の制度を設け、及び郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲を拡大しようとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、すべての通常郵便貯金の利率について政令で定めるところにより市場金利を勘案して郵政大臣が定めることとしてあります。

しの取り扱いをしないで全部払い戻しのみの取り扱いをすることとし、当該取り扱いをすることとされた貯金について、その後十年間全部払い戻しの請求がない場合において、預金者に対し貯金の処分をすべき旨を催告し、その催告を発した日から二月以内に貯金の処分の請求がないときは、その貯金に関する預金者の権利は消滅することとしてあります。

第三に、預金者貸し付けについて、貸付期間が満了する場合において、政令で定める回数を限度として貸し付けの更新ができるようにするとともに、当該政令の制定または改正の立案をしようとするときは、審議会に諮問しなければならないこととしてあります。

第四に、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲に、国債及び外国政府の発行する債券に係る標準物並びに債券オプションを加えるとともに、同資金を外国債に運用する場合において、外国政府等の発行する外国債その他外国法人の発行する政令で定める外国債については、一、外国政府等または外国法人の一回に発行する外国債の十分の六を超える割合の引き受け等を行つてはならないとする規定を準用しないこととしてあります。

なお、この法律の施行期日は、通常郵便貯金の利率の決定方法に関する規定については公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から、郵便貯金の権利の消滅に関する規定については平成七年四月一日から、預金者貸し付けの更新に関する規定については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲に関する規定については公布の日からといたしてあります。

以上が、これら三法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○高橋委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

た。

○高橋委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。林幹雄君。

○林幹雄委員 自由民主党の林幹雄でございます。

最初に、郵貯の方から入っていきなさいと思っております。

私は、郵便貯金は二つの大きな役割を担っている、このように思っております。その一つは、我が国唯一の貯蓄金融機関として、小口で手数のかかる個人金融サービスを、過疎地のような不採算地域を含め、郵便局のネットワークを通じて全国あまねく公平に提供している点。その第二点は、その資金を、ほかの調達方法と比べて低いコストで財投原資として国に提供している点。この二つの役割を果たすことによって、利用者である国民と国家に大きく貢献してきたことは高く評価されるべきと考えるところであります。

しかしながら、一方で、郵便貯金について、官は民の補完に徹するべきであり、民間にゆだねることのできない、あるいは国民経済上不可欠な最低限度の機能、事業に徹するべきである、すなわち民業になじまない不採算分野においてのみ事業を行うべきであるというのを耳にすることがあるわけでありまして。

そこで、まず最初に大臣にお伺いいたしますけれども、今後、金融自由化が進む中で、官と民の役割はどうあるべきと考えますか、お尋ねいたします。

○日笠国務大臣 民業の補完の意味するところは、文字どおり民業の足らざることを多面的に補う、こういうことであらうかと思いますが、実際、全国二万四千の郵便局の配置とか窓口時間などの面で、郵便貯金はそのような役割を果たしているものと認識をしているところでござい

ます。

今後、金融自由化が進展していくわけでございますが、競争の結果、金融機関に効率化やお客様サービスの充実を促し、預金者にとって基本的なメリットが大きいと考えておるわけでござい

ます。

しかしながら、他方、自由化の進展に伴いまして、その影の部分として、その影の部分として、民間金融機関では営利原則が前面に出過ぎまして、小口個人であるとか不採算地域の利用者の利益が損なわれるおそれも想定されることは御案内のとおりでございます。

このような中で、独立採算の郵便貯金事業がこの影の部分の是正という役割を果たしていくことは大変経営努力を要するわけでござい

ます。これを克服しつつ、個人や地域の利用者の利益に十分配慮してまいりたいと考えております。これによりまして、国営、非常利の貯蓄金融機関として、国民にあまねく公平に金融サービスの提供をしていくという郵便貯金の基本的な使命が達成されることを考えておるところでございます。

○林幹雄委員 金融自由化自体は積極的に推進され、各金融機関の自由な競争を促進することによりまして、金融機関の効率化、利用者への利益還元を図るべきであります。しかし、金融自由化に当たっては、自由競争の弊害として生じる個人預金者あるいは地域の利用者への多大なサービスダウン、そして店舗カットなどのしわ寄せが予想されるわけでありまして、今後の郵便貯金の自由化への対応はどうするか、お伺いしたいと思

います。

○山口(憲)政府委員 金融自由化の進展に伴いまして、金融分野におきましても各種の規制が緩和されることになるわけでござい

ますが、その結果、今先生もお話ございましたように、金融機関相互間で競争が促されまして、その結果、金融全般が効率化されて活性化がもたらされるという意味では大変大きなメリットがあると私も考えております。

先ほど大臣からもちよつとお話ございました

けれども、民間金融機関では、自由化になりますと収益性重視という営利原則が前面に出てくることから、勢い、手数のかかる小口個人の預金とか不採算地域での店舗廃止というふうなもので利用者が不利益をこうむることも十分に予想されるところでございます。こういった弊害といえますか、先ほど大臣は影の部分というふうに申しましたけれども、この影の部分を規制強化ということでは正しようということは自由化の本旨に反することになるわけでございます。そこで、やはり預金者の利益の保護増進というふうなことを実態的に正していくことが郵便貯金の重要な役割になるのではないかと考えております。

先ほど大臣からありましたけれども、これは独立採算のもとでやるといってありますから大変努力を要する部分でありますけれども、私どもは、そういった規制を通してではなくて、実態的にこういった自由化の弊害というべきものは是正できればと考えているところでございます。

○林幹委員 金融自由化が預金者の利益向上を図るためのものであることを踏まえて、郵便貯金金利の決定等においては預金者がそのメリットを十分得られるよう努力していただきたいということをお願いしておきます。

次に、財投の主要な原資の一つになっている年金資金が高齢化社会の進展により今後縮小方向に向かうことが予想されているわけであります。そういう中で、郵便貯金の原資としての重要性は今後ますます増大するものと考えられるわけであり、金融自由化を含め、現下の金融状況において今までの役割を果たすことができるのかどうか、お尋ねいたします。

○山口(憲)政府委員 これから郵便貯金が従前果たしてきた役割を果たしていくためには、先ほど申しましたようにいろいろな形で努力が必要だと思っておりますけれども、何にも増して、この自由化のメリットを預金者に還元することが郵便貯金の基本だというふうに考えております。

そういった意味では、まず第一に商品面でも魅

力のあるものを預金者にお届けすることだと思えますけれども、私どももいたしましては、現在の商品の中でも、中長期の貯金でありますとか変動金利の貯金あるいは利子の受け取り方法について、いろいろな工夫の凝らされた商品がこれから必要になってくるのじゃないかというふうなことを今考えながらいろいろ検討しているということでございます。

いずれにいたしましても、そういった商品等についてお客様に還元をしていただけるようなものを提供することによりまして、ただいまお話しございましたように、財投の資金の確保というふうなことにつきましても結果的に十分その使命を果たすことができるのではないかと考えているところでございます。

○林幹委員 経営基盤の充実のため、資金運用面でも有利運用を行う必要があると思うのでありますけれども、平成六年度における資金運用範囲の拡大については、今回の法案に盛り込まれたものも含んでどんな項目について取り組んだのか、あるいはまた、その結果についてはどうであったのか、お尋ねいたします。

○山口(憲)政府委員 金融自由化対策資金の運用範囲につきましては、金融・経済環境の変化に的確に対応して有利な運用ができるようにということで、これまで金融商品の動向でありますとか市場の成熟度合いというものを勘案しながら、順次拡大を図ってきたわけでございますが、平成六年度予算につきましては、私どもは資金運用対象の多様化を図る点から、主として六つの要求をいたしました。

その一つは、債券先物・オプション取引の実施ということでございます。債券の金利の上昇でありますとか下落による損失を回避するというところで、リスクヘッジをするという観点から要求をしたものでございます。もう一つは、外国債の取得制限の撤廃ということでございますが、これは外国の公的機関の発行する債券を全額引き受けることが可能になるようにするというところで、これま

で加えられていた制限を撤廃していただくということでございます。

この二点につきましては、政府内部での合意が得られましたので、今回の法律案の中でお願いをしていくということでございます。

そのほか、地方公共団体あるいは第三セクターへの融資でありますとか、あるいは金融自由化対策資金本体による指定単の運用、今簡保事業団の方にお願いをしておりますが、この指定単運用を我々自身が直接できるようにしたいという要求。それから、通貨の先物・オプション取引。これにつきましても、為替のリスクをヘッジするという観点から要求したものでございます。それから、貸付債券の範囲の拡大。これも、今貸付債券をやっておりますが、この対象債券の範囲を拡大するというところでお願いしたところでございます。

今申しました後ろの四点につきましては、残念ながら政府内部で整理ができなかったということ、現在のところ法案として御提出するに至っていないということでございますが、私どもとしては、いずれも非常に大事なものと考えておりますので、来年以降、また実現に向けて引き続き努力をしてまいりたい、かように考えている次第でございます。

○林幹委員 流動性預貯金金利についてでありますけれども、国民の利用者側から見た今回の合意のメリットは何でしょうか。

○山口(憲)政府委員 流動性預貯金金利の自由化につきましても、メリットがあるかというお尋ねでございますが、私どもは、自由化をする以上はそのメリットを預金者にお届けするということがなければならぬという考えから、そのあり方についていろいろ検討してきたわけでございます。

その具体的内容につきましては御説明申し上げますと、民間金融機関におきまして、自由化という本来の趣旨に則して競争が行われまして、いわゆる普通預金、流動性預金の代表でございますが、

この普通預金の金利に市場実勢が適切に反映されているというふうに判断される場合には、普通預金とそれから私どもの通常貯金との利用実態の差がございまして、この差を勘案した上で私どもの預金に若干の金利差を上乗せをいたしまして、そして通常貯金の金利を設定することというふうになっておりますので、民間の普通預金金利が市場実勢が反映された形で決められていけば、自由化のメリットというのは国民の利用者に還元することができるといふふうにまず大原則考えているものでございます。

なお、民間の普通預金金利が市場実勢から見れば低位に抑えられているというふうに見られます場合には、普通預金と通常貯金の金利差を拡大するというふうな仕組みにしております。そういった仕組みと、預金者の利益が確保されるときにも、またいわゆる普通預金の低位横並びというふうな御批判がございまして、こういったことに対する牽制効果も期待できるのではないかとこのように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、これは制度として、仕組みとしてこういうものができたということでございますが、実際に国民利用者に金利のメリットが具体的に還元されるかどうかというところは、これから私どもも含めて金融関係者の努力にまつところが大いわけでございまして、私どもとしては、そういった基本を踏み外さないような形で運用に心がけていきたいというふうに考えている次第でございます。

○林幹委員 次に、ゆうゆうローンはどの程度利用されているのか、そしてまた、今回は貸付期間の延長ではなくて貸し付けの更新とした理由は何なのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○山口(憲)政府委員 まず、ゆうゆうローンがどの程度利用されているかというお尋ねでございますが、平成四年度のデータで恐縮でございますが御説明させていただきますと、四年度中の貸付高は、二千七十八万円で三兆二千七百八十一億円です。

ございますが、平成四年度末の貸付現在高は、五百四十八万円で一兆八百九十一億円でございます。約一兆の貸付残高を持っている、こういうふうな状況でございます。

それで、延長ではなくてなぜ貸し付けにしたのか、こういうお話でございますが、延長と貸し付けとどう違うかというあたりがなかなか難しい問題でございますが、端的にこの違いを私どもも思いますのは、途中で、二年たったところで利子を支払っていただくというところにこの貸し付けの場合にはなるわけでございます。端的に申しますと、なぜ途中で利子を支払わなければならないのか、こういうお尋ねになるのかなというふうに思いますけれども、私どもは、貸し付けの取り扱いにつきましては、一定の期間ごとに貸付利子を支払っていただくというのが金融界では一般的なことでないかというふうに考えておりまして、そういう意味では、今回の貸付期間を更新するという形で、四年というふうになりますけれども、二年のところで一度利子を支払っていただくというふうな意味合いで貸し付けの更新というふうな取り扱いにさせていただいた、こういうことでございます。御了解いただければと思います。

○林(幹)委員 郵便貯金の権利消滅制度でありますけれども、これは預金者の権利を奪うというか、預金者へ、これまで、というふうな問答無用の印象を与えるおそれがあると思うのですが、改正理由は何なのか、そしてまた、そのお金ですけれども、使い道はどう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○山口(憲)政府委員 問答無用という印象を与えるおそれがあるや、こういうお話でございますが、そもそも今回のこの制度改正は、現行の仕組みの中では郵便貯金法の二十九条というのがあるわけでございますが、一定期間利用行為がない、これが十年間でございますが、利用行為がないという場合にはそこで確定的に権利を消滅させるというように法律上なっているわけです。実態的には若干の催告等の期間がありますけれども、さら

に十年間原簿を私ども保管しているものですから、お申し出がありますとそこで、法律上の根拠がありませんけれども、実態的にお客様サービスということでお支払いに応じてきていたということがございます。

ただ、これが今申しましたように制度として確立されていないものですから、それを今度は郵便貯金法上はつきりとお客様の権利として明示しておこうじゃないかということでございます。もういったことからはいたしますと、今まで単に実態的にやっていたというものを制度に整備したというところでございますので、お客様にとつては権利がより強化されるという意味合いがあるわけでございまして、そういう意味では、現行の取り扱いに比べてマイナスになるというふうなことはならないんじゃないかと思っております。次第でございます。

○林(幹)委員 郵便貯金の権利消滅防止に一層努めていただきたいわけですが、発生する権利消滅金は本来預金者に払い戻されるべき資金であります。そういうことに心がけて、その使途については預金者の理解が得られる施策に活用するよう、ぜひぜひ検討を進めていただきたい。この点、いいですか。

○山口(憲)政府委員 大変失礼いたしました。先ほど御質問いただいて、ちょっと答弁漏らしまして失礼いたしました。

この使途でございますが、使途の前に、とにかく私どもとしては、制度として睡眠貯金というものを認めていただきましたならば、そういうたものが発生しないように、ぜひ取りにきていただきますように、一生懸命にPR等に積極的に取り組んでいくことが第一というふうに考えております。

全く違いますので、そういう意味ではお金の色が違いますから、ぜひ預金者あるいは国民の皆様から納得いただけるような使い方をこれから検討してまいりたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○林(幹)委員 ちなみに、今その残高というのですか、どのぐらいありますか。

○山口(憲)政府委員 権利消滅金の状況をちょっと数字で御説明させていただきますと、平成四年度に権利消滅をした額が七十一億円でございますが、その平成四年度中に実態的に取りにおいでになられたのが十億でございます。差し引き六十一億円程度の権利消滅金が国庫に入るような形で発生した、こういうことでございます。

これがトータルでどのぐらいの額になっているかというお尋ねかと思っておりますけれども、権利消滅金として四十三年度以降を発生したのが六百八十四億円、そしてその間に支払ったものが七十七億円でございます。差し引きで六百六十七億円程度の権利消滅金が現在発生している、こういうことでございます。

○林(幹)委員 わかりました。

聞くところによりますと、個人預金の三〇％ぐらいは郵便貯金だというふう聞いておられるわけですが、家計、つまり個人預金者は現在の貯蓄に一体満足をしているのかどうか、そして貯蓄する目的にはどういふものが多いのかについて郵政省はどのような認識をしておりますか。

○山口(憲)政府委員 お尋ねのことについてお答えするには、いろいろな調査があるわけでございますが、貯蓄広報中央委員会が毎年実施しておりますものが割合によく使われますので、これで御説明させていただきます。平成五年度の調査によりますと、現在の貯蓄残高で満足しているという世帯は一八・二％、八一％の世帯が現在の貯蓄残高に満足していないというふうなことでございす。全体の六一・一％の世帯の方が今後ともさらに残高をふやす方針だというふうに答えておられ

る、こういうことでございます。

それから、貯蓄する目的で最も多いのは、何といたしましても病気でありますとか不時の災害への備えという不時の備えということでございますが、これは七割の方が大体そういう目的を持ってやっておられます。次いで多いのが、老後の生活資金のためにということでございます。半数以上の方が老後の生活資金のためにということと貯金をされておられます。それから三番目は、子供の教育資金、こういうことでございます。

この中で、特にこの老後の生活資金という貯蓄目的を回答された世帯が、十年前の昭和五十八年に比べますと、そのころは四一％というふうなことでございますが、これが五〇％を超えるというふうなことになるようになっておまして、最近の貯蓄目的の大きな変化は、この老後の生活資金に皆さん方の目が向いているということでございます。

そういったことから、私どももいたしまして、もう一つの預金者の意向というのをも十分に酌みながら、商品の開発、サービスのあり方を検討していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○林(幹)委員 国際貢献の一環として、国際ボランティア貯金は極めて有意義な制度であると思えますけれども、最近の推進状況はどうでしょうか。

○山口(憲)政府委員 国際ボランティア貯金につきましては、大変皆さんから御支援をいただきまして順調に推移しているというところでございまして、平成六年五月末で千四百五十一万人の方に参加をしていただいているというところでございす。これは国民の皆さん方の国際貢献に対する理解、関心の高きあらわれだというふうに考えております。私どももさらに多くの皆さん方にこの趣旨に賛同していただまして御加入いただくように努めてまいりたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○林(幹)委員 昨年度の国際ボランティア貯金の

寄附金はどのような分野の援助事業に配分されておるのか、そしてまた、今年度の配分スケジュールはどうなっているか、お尋ねします。

○山口(憲)政府委員 ボランティア貯金の寄附金の平成五年の実績でございますが、総額で二十三億一千万円を配分をしたわけでございますが、団体数が百八十七団体、それから事業が二百四十五事業でございます。アジア・アフリカを中心とした六十一カ国で援助活動が実施されたということでございます。

この援助事業でございますが、まず援助の対象者ということで見ますと、女性、子供、農民あるいは難民の皆さん、そういった方が主たる対象者でございますし、援助の事業の方で見ますと、医療衛生、それから教育分野あるいは女性の自立に関するような事業、そういったものに主として配分されているということでございます。これは、配分されているということと同時に、日本のNGOの皆さん方がそういった分野に主としてかわつておられるということの反映であるというふうにも言えようかと存じます。

平成六年度につきましては、この三月一日から三十一日までの間に配分希望団体を公募いたしました。現在三百九十九団体から配分申請が出されておりますが、現在のところ審査の途上にございまして、来る六月二十四日に郵政審議会にお諮りをいたします。もし御了承を得て答申が得られましますらば、それ以降具体的な配分作業に入りたい、こういうふうなふうに考えている次第でございます。

○林(幹)委員 いろいろお尋ねしましたけれども、今後とも多様化する国民生活や長寿社会に対応するため、国民のニーズを踏まえた商品開発とより一層のサービスの改善に努めるとも、預金者貸付制度のさらなる改善についても検討をいたいただきたいということを要望しておきます。

次に、簡保の方に入りたいと思いますが、大正五年に簡易保険制度が創設されて以来、国民生活の中に大きな役割を果たしてきたこの事業であり

ますけれども、最近の主な簡保法改正は一体何を目的に行つて、その結果としてどのような効果を生み出したのか、まずお尋ねをしたいと思ひます。

○高木(繁)政府委員 簡易保険事業は、御指摘のとおり非営利の国営事業として保険・年金サービスを提供しているわけでございまして、国民の自助努力を支援する、こういう役割を果たしているところでございます。最近、高齢化とかあるいは金融自由化が進展する中で、国民の保険・年金サービスに対するニーズも大変変わつてまいりました。いわゆる多様化、高度化という言葉を使つておりますが、細分化されたいろいろな分野に対するニーズが出てまいり、そしてまた保障内容も手厚い保障と申しまいり、それぞれの生活設計に合ったような保障を求め、こういう変化が出てきております。したがって、簡保といはサービスを提供することを目的にいたしまして、例年のように簡保法改正をお願いをしているところでございます。

目的ということでございますが、今申し上げたような背景から、端的に二点申し上げられるかなというふうに思つてございまして、一点は、老後の準備のため、そういう面についての保障を厚くするという改正であるかと思ひます。例えば、保険と年金を一体とした商品新しくつく、あるいは年金の加入限度額も引き上げる、そしてまた今回実はお願いいたしておりますこの増年金付終身年金保険、これも同じような趣旨合

いでございます。それから、特徴点のもう一点、二点目は、病気とかけがとか入院とか、そういう新しいニーズを含めていろいろな分野にいろいろな中身の保障を求め、そういうニーズに対応するための改正、こういうことでございますが、例えば特約制度を改善いたしまして病気やけがというような部分への保障の多様化、高度化に対応する改正、あるいは職域における保険、保障を充実するという

ニーズにこたえる改正であるとか、あるいは安心して子育てができる環境づくりを支援しようということである、有年金付学資保険を創設したとか、こういうような改正をいろいろお願いをしているところでございます。

こういうような新しい商品、サービスを提供することによりまして、多くのお客様に簡保を御利用いただいております。老後生活とかあるいは各種の保障について安心を得ていただいているということ、私どももいたしましてはお客様の期待に多少なりともおこたえてきているのではないかとこのように考えているところでございます。

○林(幹)委員 今日我が国が直面している重要な課題として高齢化の問題が挙げられるわけであり、我が国では、総人口に占める六十五歳以上の割合が現在の二三・五％から、二十一世紀初頭には一七％に見込まれていくわけであり、すけれども、そういう人口構造の高齢化が急速に進んでいくわけでありまして、この中で老後の準備手段として保険、年金に対する国民の期待は、今答弁のとおりますます大きくなりつつあるわけであり

ます。そこで、大臣にお伺いするわけでありましてけれども、今後簡易保険はどのような役割を担い、方向づけをしていけるのか、そしてまた民保との関係についてはどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○日笠(国務)大臣 御指摘のとおり、我が国は世界に類を見ないスピードで人口構造の高齢化が進展をしておるわけでございます。先ほど局長が申し上げましたように、貯蓄広報中央委員会の平成五年の調査によりまして、なぜ貯蓄をするかという点に對して、老後の生活資金というのが五〇％以上ある、また病気、けがに対するためというのが七〇％以上もある、こういう生活上の不安を持つ方が非常に多いわけでございます。公的保障には国民負担率のあり方、財政面からの制約など、おのずから限界があるわけでございます。このような中で、万一の場合または老後の準備

手段としての生命保険、個人年金に対する国民の期待がますます大きくなりつつあるわけでござい、ますが、年金とか保険サービスを通じまして、国民の自助努力を支援する簡易保険事業の役割も今後ますます重要になってくると考えるわけでござい、ます。

このためにも、簡易保険事業は今後とも国民の自助努力を支援する商品、サービスの提供に積極的、的に取り組みたいと思ひますし、また間接的ではござい、ますが、この簡保資金によりまして、社会資本整備とか地域振興を通じて豊かさを実感できる長寿・福祉社会の実現に寄与しているところでござい、ます。

さらに、民間生保との関係でございますが、簡保の方は、小口でまさに簡易、簡便、こういう立場でござい、ますので、民間の生命保険事業者とも相競い、また相補つて、お互いの役割を果たしながら国民の期待にこたえてまいりたいと思ひ、ます。ところでござい、ます。

○林(幹)委員 終身年金保険の改善ですけれども、そのねらいといふか概要はどのようなものでし、ょうか。

○高木(繁)政府委員 今回の改善は、これから高齢化社会が進む中でますます必要性が増大するであろ、うといふふうに考えられます。いわゆる介護とい、うもの、これを保障の対象にいたしまして、年金を割り増して支払う介護増年金付終身年金保、険、こういうものを設けたいといふことでござい、ます。

もう少し具体的に申し上げますと、まず終身年金としての基本でござい、ますけれども、年金支払い事由が発生した日から被保険者が死亡するまでの間年金の支払いをする、これがベースでござい、ます。そのほかに、年金支払い事由が発生した日以降、被保険者が寝たきりとか痴呆とかというこ、とで特定要介護状態になった場合、そしてそれが一定期間継続した場合、これは約款で定めること、にいたしておりますが、百八十日間を予定してお、ります。こういう継続があったときには、その状

令を定めようというふうに考えておりました。その中で、現物債に対するヘッジに係る取引に限定をするということ、いわゆる投機的な取引を行わないということ等を明定して、それを基礎にして取り組んでいこうというふうに私は考えております。したがって、今般の改正によりまして簡保資金の一層確実な運用が可能になるというふうに私は考えております。

○林幹委員 次に、外国債取得制限が設けられていた理由は何なのでしようか。また、これを撤廃することによって生じるメリットは何なのか、あわせてお願いいたします。

○高木(繁)政府委員 この制限規定は、当初金融債に運用するときの制限としてつけられたものでございます。趣旨は、特定の金融機関に対して救済をするというような恣意的な運用が行われないようにということで、制限を設けていたわけでございます。その後、外債を運用対象に加えたときに同じような考え方で準用をされた、こういう経緯がございます。

ただ、外国の公的な機関、例えば外国の政府、地方公共団体、特別法人あるいは国際機関というようなものを考えますと、これは簡保の側から恣意的な運用云々ということは考えられない対象でございます。そしてまた、簡保が一回の発行額の全額を引き受けるのであれば簡保のニーズに合った条件で発行してもいい、こういうお話が外国から参っております。こういうことから考えまして、今回この制限を撤廃することによって、より有利な運用ができることになる、ひいては加入者の利益が増進されるというふうに考えております。

○林幹委員 指定単運用制度の改善後の簡保資金の運用方針についてお尋ねいたします。そして、加えて、なぜ長期的観点からの指定単の運用が必要なのかもあわせてお尋ねいたします。

○高木(繁)政府委員 今回のこの指定単運用制度の改善を行うことによりまして、現行制度で問題になっております配当と利払いのミスマッチ、い

わゆる利払い問題と称しておりますが、これが軽減をされることになるということで、長期的な観点からの株式への運用が可能になります。また同時に、簡保本体と重複して運用いたしております債券等への運用は縮小できる、こういう変化がございます。

今後、こういうような変更内容、特に株式の長期的な視点に立った運用を期待するというポイントを中心に、経済・金融環境等の変化を勘案いたしまして、この指定単への運用方針を決めていきたいというふうに考えております。

なぜ長期的な観点からの運用が必要なのかというところでございますが、従来の指定単、従来と申しますか現在の指定単制度のもとでは、毎年の利払いのために、あるいは利払いの準備のために、事業団や信託銀行の運用が短期的な視点から行われざるを得なかったという状況にございます。あえて申し上げれば一年単位である程度の利益を出す運用をしなければならなかった、こういうことでございます。しかし、簡保資金は、長期の契約に基づく長期の資金でございます。したがって、目先の利益を追うということではなく、継続的、安定的な利益を確保するということが大切でございます。こういうことで、短期的な価格変動は拾象して、長期的な視点に立った運用をすることが必要というふうに考えているところでございます。

○林幹委員 それでは、既に簡保事業団に貸し付けられていた指定単運用分は今後どうするか、その辺をお尋ねいたします。

○高木(繁)政府委員 現在の指定単運用制度にございますいわゆる利払い問題を解決するために、既に貸し付けてあります貸付分についても改善を行う必要がございます。既に貸し付けてある分につきましては、いわゆる条件変更法という法律がございます。大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律という法律でございますが、これを適用いたしまして運用寄託と同様の低い利率とする、こういう措置をとりたいと考えております。

○林(幹)委員 長寿社会、金融自由化に対して今後どのような新商品、新サービスの開発に取り組むべきか、あるいはまた今後の方針をどう考えておられるかをお聞かせ願いたいと思います。

○高木(繁)政府委員 先ほど大臣からも御答弁を申し上げましたが、多少重複する感じがあるかもしれませんが、たくさんの方々が郵便局で保険・年金サービスを提供いたしまして、国民の経済生活の安定と福祉の増進という重要な役割を果たしているというふうに自負をいたしております。そしてまた、我が国では世界に例を見ないようなスピードで高齢化が進んでおりまして、この高齢化社会の到来に備えるためには、やはり一人一人の自助努力というものを大いに支援していかなければならないというふうに考えるところでございます。また一方、民間の保険分野におきましては、いわゆる金融自由化というものが近い将来行われることになっております。

こういうような環境の変化に対応いたしました。これからの国民のニーズの把握に努めて、自助努力を支援する商品、サービスの提供に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○林(幹)委員 若干時間が残りましたけれども、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○高橋委員長 御苦労さまでした。

林君の質疑は終わりました。

次に、川崎二郎君。

○川崎委員 郵便貯金法、簡易生命保険法関連法案の改正について質疑をさせていただきたいと思っております。

例えば、貯金だとは限度額の問題、CPの運用の問題、二百万から三百万、貸付限度額の引き上げの問題、教育積立貯金、月割り利率を日割り利率、貸し付けの自動更新制度の創設、五百万から七百万へ、これは限度です、そんな形でかなりやってきています、簡易生命保険法だと、この十年間でもうちょっと多いですね。

正直言つて、規制緩和と言っている一つの目的は、民間が自由にやれということであろう。もう一つは、余り書類の数が多すぎてやっていると、はたどうだということがあると思うのです。私は、ずっと見た中で過去の例を出すと、今申し上げた貸付限度額の政令委任、二百万から三百万に上げるときに、貸付額の引き上げ、もう今後は国会で長々と論議してやるといって問題ではなからう。もちろん、政令になったからといって、大蔵省など関係機関との調整がきちとあるでしょうし、また、各党の中でいろいろな議論もあるのだらうと思うのです。

そういった意味では、山口さんも長い間やられておつて、いっそ法律を整理すべきときに来ているのではないだろうか。はっきり言えば、政令、省令等にそろそろ落としどころは落として、郵便貯金なり簡易保険なり、こういう制度は、法律できちと担保しなければならぬこともあるけれども、ある程度自由裁量でやっていい面が、関係機関と十分打ち合わせした上ですけれども、あつていいのはなからうかと思うのですけれども、山口さんの一つの経験からどう思われるか、ちょっとお話をいただけたらありがたいと思っております。

○山口(憲)政府委員 今先生の御提言を大変ありがたくお聞きしていたわけでございしますが、まず第一に、一番大きな金利の決定方法につきましては、既に御存じのとおり、定期性預金につきましては、郵政大臣が、現在そのときどきの市場実勢を勘案をいたしまして、みずから具体的な利率、数字を決定するという形になっておるわけでございますが、今回の御審議を得て、通常郵便貯

金、いわゆる流動性預金につきましても、同じように郵政大臣が具体的な利率を決めて迅速、弾力的に改定することができるといふふうなことで、これは、今委員お話し趣旨に沿った措置になっているのかなと思います。

ただいまの御指摘は、こういったことを郵便貯金の一般商品につきましてもとらたらどうかというお話かと存じますが、これからいわゆる自由化が進展してまいりまして、適時適切に預金者のニーズに合った商品を提供していくというふうなことは私も非常に大事なところかというふうな思っております。特に、現在規制緩和というふうなことが叫ばれている中でもございますので、弾力的な商品の開発、サービスの改善というふうなことができればというふうに思っております。

ただ、お話を具体化していくという段になりますと、郵政大臣が、自由にとつてはあれですが、自由に商品を開発して提供していくというふうな段取りをとるといふことになりまして、御案内のとおり、なかなか厳しい御意見等もある環境下でございます。

私もそういったしましては、先ほど申しましたように、こういう時世でございますので、適時適切に商品、サービスが提供できるように持つていくことが利用者にとって非常にメリットの大きいことだと思っておりますので、その基本を踏まえながら、またいろいろな御意見等にも耳を傾けながら、今の先生の御趣旨を実現する方向で努力してまいりたい、こういうふうな考えている次第でございます。

○川崎委員 具体例で言いますと、今回の法律で郵便貯金に関する権利の消滅にかかわる規定の改正。先ほど御説明があったようであります。「十年間預け入れ、払い戻し等のない通常郵便貯金については、全部払い戻し等の取り扱いはすることとし」云々、こういう改正になっていきますね。

これの基本的考え方というのは、例えば民法に、債権の消滅時効の期間、債権または所有権で

ない財産権の消滅時効の期間、これが基本的に定められておりますね。それから、商法だと、商行為によって生じた債権の消滅時効は五年というところで、多分銀行はこういうのを基本としてお使いになっておられるだろうと思っております。それから、会計法には、金銭に関する権利の消滅時効、これも五年ということ、やはり基本的な概念というのは前提として法律できちっと押さえてあると思うのです。

さて、それでは郵政省としてどうしましょうかねというところになると、これはどちらの判断でもあると思うのですけれども、十年、基本的な概念として、民法の方を基本的にはお使いになられておるのじやなろうかなと思っております。そうしますと、十年あって、その後消滅した後、サービス期間です。それでだめよということじゃなくて、もう一度催促する。また、十年間については、払い戻し要求があったら出される。これはまさにサービスですね。ある意味ではサービスですよ。郵貯というのはこれだけ国民に開かれていてサービスしているのですよ、商法なら五年だけけれども、我々は民法を適用しようやっているのですよという、サービスの部分だと思っております。

私は、こんな部分はまさに政令、省令部分でいいのだと思うのです。基本的にはきちっと法律で押さえてあるわけですから。あとは、郵政大臣が、まさにこういうことで我が郵便貯金は運用しますよ、国民にはこういうお約束をしますよということ、わざわざ法律まできちっと書いてやるような論議ではないのか。いや、書いておいた方がいいだろうということ、当時お決めたのかもしれないのだけれども。

今回これが出ていますから、だめだとは言わぬけれども、こういうものをそういうときに論議して、ああそろそろ政令に落とそうじゃないか、省令に落とそうじゃないか、こういう論議は大事だと私は思うのです。貯金局内部でそんな議論はありませんでしたでしょうか。また、今後こういういろいろなものが生じたときに、一つ一つの問題

ですから、どういうふうにお考えになるのか、ちよつと貯金局長のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○山口(憲)政府委員 法律にかかわる大変難しいお話でございますけれども、私も、現在の権利消滅の規定というのは、もしこれがなかった場合にどうなるか、こういう観点でいろいろ頭をひねるわけです。まず第一に、民法が適用になるのか会計法が適用になるのかというのが、これは学問的にはいろいろ御議論があるわけで、どちらかの判定を下されるわけですが、いずれにしても、ちよつと一義的にはわかりにくいところがございます。しかもこれは、現在の十年というのは預金者の権利にかかわる部分でございます、こういった問題につきましてはやはり貯金法にきちんとしておくということが、契約の一番基本になる部分なものですから、必要かなというふうに考えているところでございます。

今回、さらに十年間延ばしまして、今委員おっしゃるように、その部分を従来は実行上サービスでやっていたわけですが、これを睡眠預金という形での権利として認めるという形にさせていたというところでございます。これも、実行でサービスをしているよりも、権利として国民の皆さんにきちんとお約束をした方がよいのではないかと、その方がサービスの向上になるのではないかと、こういう観点でやらしていたというところでございまして、そういった意味では、私も、権利として、これはサービスというよりも、権利というふうな形にした方がむしろ預金者の利益につながるのではないかと判断をさせていただいたという点で、先ほど私が答弁したものと若干性質が違ふかなというふうに思っているところでございます。

○川崎委員 いろいろな見方があると思うのですけれども、基本は、今世の中のスタンスがどこへ向いているかということとをぜひお考えをいただきたいと思ひます。実は、皆さん方の努力だけではできない、例えば大蔵省があったり法制局が

あったり、いろいろな形でがんじがらめにしようとする。逆に言えば、きょうあたりの新聞に、読売ですか、N T Tの電気通信の問題のことが書かれて、今度は郵政が反対だというようなことで新聞が勝手に書いておりました。私は承知しないことですが、私に書いておりました。そういうふうに、全体としては規制緩和という方向でいながら、郵政の事業を進める上では大蔵省や何かがんじがらめにする、いや民間が文句をつける、こういう形になってみたり、世の中そうするんですね。

しかしながら、全体の流れとしてはやはり基本的な規制というものはある程度に限りつつやっています。そしてやはり、普段これから業務をされる上で、ことしはこの話ですから、先ほど言いましたように反対するものではないですけれども、将来の方向に向かつては、なるべく省令で、政令で、これは官報に載るわけですから、ちゃんと告示するわけですから、郵政大臣としての国民に対する約束事ですから、私はそれでいいんだらう。まさに国民の権利ですから、法律に書かなくても、法律は民法なり商法でちゃんと担保されていますから。そしてあとは、郵政大臣がお預かりするときにきちっと国民に守りますよということとええ明示しておけばいいんじゃないかな。

多分これを進めると大変な御苦労をいただくことになると思うのですけれども、ぜひ簡保法なり郵貯法なり、事業法の全体を一度郵政全体で見直しをしていただいて、二カ所三カ所毎年直していくかなければならぬ、それを直さないとどうしても通達が六月、九月に間に合はぬ、代議士の先生、早くしてくださいますよ、こういうことがなくなってくるんじゃないかな、こういう思いをしたものですからあえて質問をさせていただいたところでございます。何から何までこういう事業を法律で縛るといふのは基本的によくないと私は思っております。ただ逆に、郵貯は何をやっているんだ、簡保は何をやっているんだということが国民にははっきりわかるように、片一方では見えなければならぬ。

ディスクロージャーという問題がやはり一番大きな話になると私は思っております。

そこで、少しそのことについてお聞きしたいのですけれども、山口さんの写真入りの立派なものがありませんか。これを改めて見させてください、よくできています。正直言ってよくおつくりになっていると思つて、こういうときじゃないとあえて見ないのですけれども。そこで、まず私は、通信委員会でも官と民との役割というものが、それから大体どのぐらいの責任を果たしているんだ、例えばこの間NHKのときにやりました、NHKの受信料収入と民放の広告収入というのはどのぐらいになっていますかという話をしたと思うのです。七〇対三〇ぐらいで、大体、民というのは七割、官が三割ぐらい、営業収入という面ではそんな形ですね。例えば公立の病院それから民間の病院、ベッド数で比較するなり保険料で比較するなりいろいろなやり方はありますけれども、どのぐらいで押さえていこう、これは厚生大臣としては大事な話だと思うのです。教育機関で私立の学校と公立の学校をどのぐらいのウエイトに置いてお互いが切磋琢磨し合ひながらやっていくかということ、これから各分野ごとで官の果たすべき役割、官が大体このぐらいだったらいいたろうというものがあつたらいいです。

関、農協さんも含めてですけれども、どの程度のシェアであることが望ましいのかということはないかなかなか難しいお話でございまして、私も、郵便貯金を運営させていただいてる立場からいいますと、毎日毎日懸命な努力をして、よそに負けないぞというぐらゐの努力をして努めているというところでございまして、結果的に見ますと大体三〇%前後のところを私は預貯金という分野ではずっと確保させていただいてるということでございます。最近三三%ということになってきておりますから、三〇%前後の振れの中では私どもとしては若干いい方向に振れているわけですが、これも、これはそのまますつといくということではございまして、金利の状況とか周囲の環境の変化によりましてまた割るような結果もあらうかと思ひますが、いずれにしましても、そういうところを前後しているということではございまして、預金者に対するサービスをするという観点からいたしますと、一生懸命に努力をしておりますたぐさん利用していただくことに努めなければいけません、私も、金融というものの経営という立場からいいますと、やはり安定的であるということが最も望ましいわけでありまして、御案内のように残高に掛ける利差というのが私どもの営業を賄うための収入になるわけでありまして、したがってその残高というものは経費の伸び率と大体同じ割合で伸びていってもらうということとがどうしても経営を安定させるためには必要なことでございまして、それが著しく大きく伸びたり減つたりというのは経営的に見ると余り好ましいことではないということではございまして、そういった意味では、現在の、先ほど委員お話しになられましたような数字というのは割合に各機関にとつていい状況なのではないかというふうに私もとらえては考へてゐるということではございまして、

川崎委員、そこで、よくディスクロージャーの意見、当時銀行とのいろいろな問題が出たときに、郵政は赤字なのにやっていると三事業がもたれ合ひながらやっていると、こういう批判が出ておつたと思つてゐるのか、そういうところはどうかと関係者の方々に御理解をいただけるようになったと思つてゐるのです。ただ、私が政務次官をしてゐたときにたしか赤字になったのですね。発生主義に変えたというんですか、一回赤字になりましたね。大蔵だなどという思いがあらう。ところが、平成二年七千八百五十四億の利益、平成三年六千五百四十四億の利益、こういう利益になってまいりました。最近の傾向なり、ずっと見ていますと、どうも平成二年と三年だけが突出した利益になってゐますね。これは基本的にはどういうことだったんでしょうか。

山口(憲)政府委員、今お話しのように、過去郵便貯金は赤字になったという時期がございまして、これは古くは預託利率というものがいわば人為的に決められていた、政策的に決められていたというところでございまして、言つてみれば、政策的な判断で一時的に郵便貯金特別会計が赤字になつてもやむを得ないという前提のもとに政策金融を低利に融資するというふうな方策をとつてきたことの結果、赤字になったことがございまして、それからまた、ただいまお話しございましたように、現金主義から発生主義に切りかえをいたしました、これは私も、これから自由化時代を迎えて、やはり経理はなるべく透明性が高い方がいい、そういう意味では企業会計の原則を取り入れた方がいいのではないかと、この切かえに要する経費としてかなりのものが必要であつた結果、一時的に赤字になつたということではございまして、その後、おかげさまで、預金の方も今、定額貯金等自由化してきておりますが、運用の方も市場金利で預託利率を決めるといふふうな形になつてきてゐるものから、私どもの会計というものは、そういう意味では基礎として健全経営ができてゐるような基礎になつてきたということではございまして、そういう結果、今も御指摘のようないふ黒字が出てきてゐるということではございまして、

川崎委員、私がお聞きしたいのは、金利が上昇機運のときに割合収益が出ていく、逆に金利を政府が下げて、公定歩合を下げてきまうと割合収益が出やすい、こういう議論を聞いたのですけれども、そういうことはございませぬでしょうか。

山口(憲)政府委員、突然の御指摘でございまして、どうしてそういうふうになつてゐるのか。確かに、出と入りで金利が伸び調子のときと下がり調子のときでは、お話のように利差に違ひが出てまいりますから、その結果そういう現象が起つてまいりと思ひますが、今の御指摘の数字がそういうことでは起つてゐるのか、支払い利子の方の額が大きくなつてゐるのか、ちよつと判断しかねておりました、恐縮でございまして、ちよつと宿題にさせていただきますと思ひます。

川崎委員、そうしますと、その特殊要件というのはまだよくわからぬけれども、大体安定経営というのにはできるということだろうと思つてゐるのです。

山口(憲)政府委員、そうしますと、金利の自由化になつていく、金利固定のときに上げた収益が一兆六千億から七千億、累積でなつてゐる。そして、今度金利自由化社会に向かつて、まさに民間とそういう意味では金利面でも争う状況になつてくる。そのときに、過去の蓄えといふものを一つの当てにして、よりよいサービスを提供して民間と戦うということに

ついではどういうふうにお考えになるか。逆に言えば、経営の基本的な安定というのは、毎年毎年安定した収益を上げていく、単年度黒字というものがひとつのぐらゐまでのサービスをする基準になつていく、こういうふうにお考えでしょうか。その辺をちょっと聞かせていただきます。

○山口(憲)政府委員 私どももいたしましては、お客様サービスにこれは徹しなければいけませんので、可能な限りそういった経営基盤を確保するというふうな形での投資というものはやっていたいかなければいけません。そうして、その上でなおかつ単年度でも必ず黒字を出すというのが大原則でございます。単年度でも赤字というのは避けるべきだというふうにお考えしております。

そういう意味では、私どももいたしましては、この郵便貯金というのは、先ほど申しましたように、預託利率の方も市場金利で運用させていただくようにできておりますし、それからまたその貸し付け、お客様に提供する商品の方も金利が自由化されているということですから、同じ市場の中でこうなっているということですから、非常に安定的にできるようになっているというふうにお考えしております。したがって、この一兆五千億とかというふうな資金につきましては、十分な投資をした上で、なおかつこの郵便貯金として安定的な経営、いかなる状況が来ても対応できる資産として保有していくのが望ましいのではないかと、このように思っている次第でございます。

○川崎委員 そこで日等大臣なんですけれども、まあまあ三月末の決算で一兆六千億の利益は間違いないと思うのです、郵便貯金会計累積で。公共事業とか、いろいろ政府も努力をされて、景気を何とかしていいこう。しかしながら、早くもう景気はよくなつたと言いたいけれども、認識としてもう一歩努力しなければならぬだろう、お互いに。そういうときに、私は正直言つて、一兆六千億のこの利益を何か前向きに使えないかな。

例えば、郵貯会計で人件費等いろいろな費用を

入れて、人件費プラス諸経費ですね、九千億ぐらい使つておると聞かせていただいております。前向きの投資も入れて。これは例えば来年度は一挙に三千億ぐらい使つてしまつて、これは大蔵大臣ときちんと折衝してもらわなければならぬ話だろうけれども、何か景気に資して、かつ郵貯として極めていい投資、前向きな投資を、一兆六千億大事に抱えているのじやなくて、先ほど山口さん言われたように、単年度黒字というのはいささかちとやつていきますよということですから、ある程度余裕金と考えたいと思うのです。それは確かに急激に何かの異変が起きるかもしれない。しかしながら、それは郵政事業が長い経験の歴史の中からそれを乗り越えてきているわけですね。赤字のときもあつたけれども、乗り越えてきているのです。そういう意味で、今回この決算を見させて

いただいて、一兆六千億の利益というものを何か前向きに使えないものかな。今までの概念ではだめだと思ふのです。そういう意味で、郵政大臣、御就任になられてまだその時間はおたになりませんけれども、党の中においてもこういう政策分野御専門でございましたので、何かお考えを、あればお聞かせいただけたらありがたい。

○日笠国務大臣 本格的な金融自由化が進展していくわけでございますが、まさに一寸先はわからない世の中でありまして、予測を超える変化が生ずることもあり得るわけでございます。万が一そうした事態が生じたとしても、郵便貯金事業が健全な経営を確保していくためには、ある程度の積立金は保有していくことは必要ではないかと思ふのです。これが民間金融機関でございますと、預金保険機構などというのがあります、万が一のときにはそれなりの出動ができるわけですが、これは国営の非営利でございますから、そういう機構はございません。また、含み資産もカウントできないわけなんです。そういうことで、一兆数千億のこの積立金を即何かに使うということにはなかなかならないのではなからうか。

これは結論的に申し上げますと、これは資金運

用部資金へ回っておりまして、財投の方からいろいろな形で社会資本整備にも使われておるということにもなるかと思ひます。また、事業運営上必要な経費につきましてはこれまでも措置してきておりますが、今後も、例えばオンラインサービスの充実であるとか、将来の基盤整備に必要な経費については十分措置をしていきたいと思ひますし、また特別会計の中で、郵便局舎であるとかそういうもののインフラ整備、また公共事業など、これは別途手当てをしておるところでございます。これは景気刺激になる何かにこの一兆数千億円が使えるかという、なかなか難しいのではないかな、こういうふうには思ひます。しかし、この六月から減税がどの程度効果があるのか。景気回復も一部明るい兆しも見えてきておるわけでございます。それらを総合的に勘案いたしまして、これらの積立金がさらに有効に使える道があれば、前向きに検討したいと考えております。

○川崎委員 実はこの話、例えば過去の利益を金利自由化になつて民間と戦うときに使つてしまつたとなると、これはうるさいですよ。これはやはりきちつと単年度黒字というのは担保してきませんと、それは確かに、言われる、何が起るかわからぬからこのぐらゐ持たせてくれよという意見もあるだろう。しかしながら同時に、やはり将来に役立つことなら今思い切つて、まだまだコンピュータ業界等そういう状況にはないわけですから、思い切つた投資を公共部門がしていく。その中の一助として郵政がやれることは、私はお互いに知恵を出していけばあるのじやなからうかな。ちやうど会期末をめぐつていろいろ紛糾しているところですが、既に片一方は予算の陳情で、来年度予算どうですかと、予算も通つていないのにと言つてますが、もう来るようになっていきますから、我々の立場はともかくとして、郵政部内にはきちつとした何か検討をするようにしていただいたらありがたいと思ひます。知恵を働かすめとよそから取りに来る人があるかもしれぬ、このことだけは申し上げておきたいと思ひます。

それから、今申し上げた、ちよつと規制緩和と事業というものの、これも私もまたいかにどぶり通信委員会につかつてしまつたような人間ではなくてほかの事業と関連で、大臣の場合商工委員会とかいろいろ御経験でありますので、そういう意味では、やはりこんななしの上げおろしみたいな法律で、国会で審議しなければならぬのかという面で、規制緩和というものが言われているときに、郵政だけは、対民間向けだけに規制緩和、しかしながらこつちの書類はちつとも減らないという話では余りよくないのではなからうかなと思ひますので、大臣のリーダーシップを特に期待をしておきたいと思ひます。

それから簡保法ですけれども、実は簡易保険、地元を回つておりまして一番出ますのが、商品数多過ぎるといふ話なんです。去年ここで阿部先生がされたのはなからうかなと記憶しております。いろいろな資料を出してきまして、私ははずらだから資料を持ってきたくないけれども、随分あつて、これはもういんじやないかというものもかなり交じつておる、江川さんだったかな、そういう指摘が當時されたような気がします。そういう意味でこの簡易保険、新しいものは前向きにどんどんやつていかなければならぬ。しかしながら、過去につくつたもの、かつ余り利用頻度がないもの、こういうものをやはりお互いにリストアップですから、これについて簡易保険局長、何かお考えがありましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○高木(繁)政府委員 先生の御意見全く同感でございます。特に第一線のセールスマンの方々は随分種類が多過ぎて現実にそんなにカバーはしていないという話もあることは十分承知しております。今までも、法改正のチャンス等に廃止を含めた商品の整理も若干やつてきておりますけれども、特にこれからの時代、効率的な運営ということとしましては、例えば販売実績が非常に少ない商品あるい

は商品の内容がほかの商品と類似しているようなもの、こういうものにつきましては廃止を含めた整理統合をする、あるいは商品内容によりましては取扱郵便局の範囲を限定していく、こういうようなこともあわせてこれから考えてまいります。

○川崎委員 何か御検討をいただいているように聞いておりますので、期待をしておきたいと思ひます。

さてそこで、郵貯の場合はシェアもある程度水準にある。それから逆に言えば、預けている立場からすれば、一兆幾らもあるという事は預けて大丈夫だという期待感は大いだと思うのです、逆に安堵感といえます。簡易保険という立場で考えますと、これはなかなか収益とかなんとか言いにくいですが、必ず配当として返していくんでしようから。一部生命保険会社の不良貸し付けの問題なんか最近新聞にも出ております。そういう意味で、簡易保険はこういう状況ですから大丈夫ですよというのはいくらも見たらいいのか、ちよつと素人でもわかるように教えていただきたいと思ひます。やはり郵便貯金と同じようにつくられてますね、こういう冊子で、それでちよつと見させていたたいたのですけれども、ちよつと読んでも、郵便貯金よりもっと難しい。大丈夫だ、こういうことだから大丈夫だというのをちよつと教えていただけたらありがたいと思ひます。

○高木(繁)政府委員 おつしやるとおり、郵便貯金に比しまして大変考え方が難しいものでございす。今回四月にいわゆる保険料の改定をさせていただきます。大変な危険なものである、一体保険事業というのは大丈夫なのか危ないのか、こういう御質問でございます。御説明に随分苦労した覚えがございす。端的に言ひまして、お客様にお支払いしていただいております保険料を積み立てていくことによつて、これは予定利率というものを前提にいたしておりますので、いわゆる満期保険金というものはこれは確実に払わなければならぬし、また

払っているわけでございす。

その上にさらに大丈夫という要素は、やはり運用による利益、こういうものを積み上げて、いわゆる年度単位で申しますと剰余金というものが発生するわけでございす。この剰余金という言葉、余計なことかもしれないが多少誤解を招きやすいという感じを持っておりまして、決して剰余ではない。お客様に配当としてお返ししなければならぬお金でございすが、それはそれとしまして、この剰余金というものが発生をしていけば予定を上回った事業全体の収益がある、こういうふうにも見られると思ひます。したがういまして、その辺の額、あるかないから始まるのですが、その辺の額がある一定程度保たれておれば、剰余金が保たれておれば一応健全な経営になつてゐる、こういうふうにごらんいただきます。まず間違ひなかならうかというふうに思ひます。

○川崎委員 貸し付けの問題等かなりきつとされておるといふか、安全を圖られておるといふか、実はその中で、これは先ほど言つたシェア、昭和六十年度で三〇・八、五十五年で三二・二、それをピークとして下がつてきて、平成二年二五・九まで、これは総資産で落ちました。これは民間が頑張つたと民間が新しい商品を出したとかいろいろあるかと思ひます。一方、今現在二七・二、三でしようか、こつちもちよつと上がりましたでしようか。そういう状況で逆に盛り返してきてゐる。三割には足りないわけですね。貯金からいうとちよつと低いのかという感もしますけれども、この辺でひとつ、下がつてきた経過、そしてこの近年、二、三年また簡易保険がシェアを取り戻してゐる経過、この辺どういふふうに認識されておるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○高木(繁)政府委員 率直に申しまして、はつきりとこれだといふ点は思ひつきません。ただ、考へられましては、こういう経過の中で、先生のおつしやつた時点では一たん下がつて上がつてい

るといふことでございすが、古くは昭和三十年代を見ますと、簡保が五七％のシェアを持っていたわけでございす。その辺からみると随分凋落してゐるというふうな言い方もあるかもしれませうけれども、最近だけ見ますとやはり民保と簡保との努力の結果がこういう形で出てきてゐるのだらうといふことと、それから実は資金運用の面、これがやはり資産という面には反映されてまいりますので、いわゆるバブル期で民保の資産が随分膨らんだ、こういうものが元年、二年度ぐらいの数字になつてあらわれてきてゐるのではないか、このように思ひます。それが終わりました、だんだんまた簡保の方のシェアが上がつてゐる、そこまでダイレクトに言えるかどうか必ずしもわかりませんが、一部は要素としてはそんなものがあるのじゃないかなという感じで今見ております。

○川崎委員 大臣、官業だから、今不況期だからいいとか、そういう見方もありますけれども、やはり、なぜ今国民に受け入れられてゐるのか、またなぜ少し伸びが悪いのか、こういうものはやはり適切につかんでいく必要があるのだからと思ひます。いいときはいいなりに、なぜこういう状況になつておるか。多分民間からいへば、官業が伸びてくるといういろいろな理屈がついてきます。そういうときに、我々はこの努力をしてきて、こういうことですよといふことを、こういう数字を一つの統計にしながら、各業界とこれから大臣がいろいろお話しただく場面も私は出てまいるのだらうと思ひます。ぜひそのことをお願い申し上げて、そして官業と民業それぞれの立場で調和のとれた努力をしていただきたい。実は昨年は小泉郵政大臣でえらいこの委員会は苦勞をいたしたもので、それから、あえて申し上げて、大臣のこれからの抱負を少しお聞かせいただければと思ひます。

○日笠国務大臣 毎年予算期になりますと、郵政省は貯金であるとか簡易保険の新しい商品、サードビスを大蔵省と折衝するようでございすが、民間の金融機関、民間の生保等々のバックのある大

蔵省となかなかうまくいかないというふうなお話を聞いておりまして、先生先ほどからどうも、一つ一つ法律改正で新しい商品が設定されていくというお話もございました。今回も、お聞きしますと、簡易保険は三つぐらゐの新しい商品、サードビスを出したところで、一つだけ認められた、こういうことだそうでございす。これはやはり、官と民の役割分担をきつとしていくことがまず大前提だらうと思ひます。

先ほどから先生がおつしやつてゐるような簡易保険の総資産におけるシェアも二七・二％、これは二、三％の間です。この十年間くらい安定はしてきておるわけですね。我々としては、新しい商品もぜひ欲しいのですけれども、先ほどおつしやるうちに、また片一方、余りにも商品が多過ぎて、現場ではいろいろ迷つておるといふこともあります。その辺のところを、今後日本における簡易保険のあり方ということについて、これは抜本的にやはり考えなきゃいけないのだらうと思ひます。

ただ、一つデータを申し上げますと、東京大学の生命保険研究会によりますと、民間生命保険会社と簡易保険とが相競い、相補つていくべきだといふのは六〇％くらいの方が賛同してくださつておるわけですね。また、立教大学の同じく生活行動研究会によりますと六・一％。ということは、やはり民間生保と簡易保険とが相競つて、相補つて、それぞれの立場を尊重し合つていくべきであらう、こういう声が大割以上あるといふことも一つの大きな参考になるかと思ひまして、官と民のあり方、そして、どのような商品、サードビスがまさに自助努力を促すのか、こういうことを総合的に勘案していくときが来たのだらう、こう思つております。

○川崎委員 それでは、郵便貯金と簡易保険に対する質問はこのくらいにさせていただきます。新井局長、済みません。ちよつとこの法案と直接ではありませんが、郵便の問題について質疑をさせていただきますと思ひます。

まず大臣、公共料金の凍結が発表されました。郵便料金はその前に上がったわけですが、公共料金を凍結するという政府の基本的な方針、どういふことでそういう御決定をされたか、お聞かせをいただいた方がたいと思います。

○日笠国務大臣 今回の政府方針は、国民生活に關係の深いいわゆる公共料金につきまして、その値上げが社会的に大きな議論になったわけでございます。この議論を踏まえまして、少なくとも年内は凍結しよう、値上げはしないという決定でありました。

その際、経企庁の方でそれぞれの公共料金につきまして総点検をする、その総点検については各省庁と経企庁との話し合いをしておるわけでございます。総点検をした上で、今後の公共料金のあり方についてはどうすべきかという事は、各省庁別の所管している公共料金については検討する、しかし、年内だけはひとつこの値上げについては抑制をし、凍結をしよう、こういう結論で今日まで来ておるわけでございます。

○川崎委員 まだまだ不況を脱したと言えない、民間が苦しんでいるときに、努力をせよという事で、一つの御決定をされた。しかしながら、例えばNTTの料金は、十月は上げないけれども来年の一月になったら上がるよということはやはり基本的な精神には合わないのだからと思うのです。伝えるところによると、羽田総理は三年とか五年とか言った、こういう当初の話を聞くわけでありまして、実は、そこにはやはりお互いに努力をせよという一つの基本的な気持ちがあるのだから、ですから、そういう意味では、郵便料金は上がったけれども、先ほど言いました総点検の対象にはならないということには、逆にならないのだから私は思うのです。既にならなければならない、郵便料金はやはり公共料金の一つであります。いろいろな意見も出ております。ここはきちっと詰めなければならぬと私は思っております。

実は、昭和五十六、七年ですか、当時魚津さん

のときだったと思うのですけれども、法定制緩和と、二十円から三十円、四十円に上がる、こういったときには、私も通信委員会に初めて入らせていただいたので、法定制緩和をしていくという趣旨については、まさに我々が進めてきたことであるから、それはそれでいいと思うのです。ただ、やはりこういう専門委員会、一部予算委員会でも指摘された等はあったらいいのですけれども、こういう通信委員会である程度たいておく、そして将来どうなるかね、将来そういう形でまたどんどん上がっていくためにはどういう努力をしていただくのですかねというところは、委員長、私は詰めておくべきだと思っております。去年はテレビ朝日の問題がありまして、あれしかでござい、そのまゝいろいろなことがあつて、通信委員会として持てなかつた。しかしながら、この問題は、衆参とも通信委員会である程度議論をしておくべきではなかつたのかなと私は思っております。そういう意味で、後になりまされども、ちよつと新井局長にお出まじたいだいて、お話を聞きたいと思ひます。

まず、ここで資料を出していただいた、書状、はがきの国際比較を出していただきました。書状、日本八十円、アメリカ三十円、イギリス四十円、フランス五十二円、ドイツ六十三円という数字をいただいております。はがき、日本五十円、アメリカ二十円、イギリス四十円、フランス五十二円、ドイツ五十一円。ただ、円高が急激でありましたので、これだけ読むと新井局長に気の毒でありますので、購買力平価でちよつと読ませていただきますと、書状、日本八十円、アメリカ五十五円、イギリス七十三円、フランス八十一円、ドイツ八十九円。購買力平価だとアメリカが飛び切りいいけれども、まあまあなってくるのかな。はがきだと、日本五十円、アメリカ三十六円、イギリス七十三円、フランス八十一円、ドイツ七十一円、まあ日本、頑張っているじゃないか、こういう議論展開にはなろうと思ひます。ただ、正直言つて、国民には購買力平価は余り関係ありませんので、向こうだつたら幾らだつたという話にどうしてもなる。これは、円というものの帰趣がある程度安定した段階には、購買力平価自体がセツトされていくように努力していくということにはなると思ひます。

ただ、ここで、大きく違つた日本とアメリカ、なぜこれだけ違うのでしょうか。購買力平価にしてもかなり違いますね。この辺、ちよつと新井局長からお聞かせいただければと思ひます。

○新井政府委員 お答え申し上げます。アメリカの郵便料金が日本の郵便料金と比較してどの程度かというの、今先生が御指摘されたところと、日本では書状が八十円、はがきが五十円のところをアメリカでは三十円、二十円ということとでございます。また、購買力平価で見ますと、アメリカは書状が五十五円、はがきが三十六円、こういうような数字でございます。

しかば、アメリカの郵便料金が日本、そのほかヨーロッパ諸国に比較したしましてもなぜ安いのかということでございますけれども、その一つは、郵便物数が日本の約七倍もござい、したがって、スケールメリットがかなり働いているのではないかと、これが一つ原因として挙げられるかと思ひます。そのほか、アメリカの場合は私書箱の利用が大変多いということ、これは配達する必要があるということから、配達コストが極めて少なくなるというところが一つ。それから、アメリカの配達作業環境でござい、すけれども、道路わきに郵便受け箱が設置されております、一々各戸まで郵便を配らなくてもいい、こういうようなことから、配達作業が相当軽減されているというふうにも考えられます。それからもう一つは、現在、アメリカにおきましても、郵便料金の改定を検討中ということとござい、す、アメリカの郵便事業も、財政的には大変厳しい状況にある、こういうふうな承知いたしておるところでございます。そのほかに、税制等の違いも若干ござい、す、一概に比較するのは大変難しい点があるかと思ひます。

以上でございます。

○川崎委員 実は、最近よく議論されますのが、価格と品質の問題なんです。アメリカの肉は安い、しかしながらがらない。私の地元の松阪肉は高いけれどもうまい、やわらかい、霜降りだ、こういう議論なんです。ところが、最近国民はそれをうまく使い分ける時代になってきているのではないでしようか。高級な松阪肉も食べたい、しかしながら毎日子供に食べさせるのにそんな高い牛肉ではかなわない、オーストラリア製でもいい、こういう感覚が日本の中に芽生えつつある。

それから包装の問題。見ばえがよくて、例えば千正屋の果物、これは贈り物とかお見舞いに行くときによく使われる。しかしながら家で食べるものはばらで、スーパーで手とってき、そういうことがかなり言われる社会になってきておるのだから私は思ひます。

局長、ちよつと御答弁願ひたいのですけれども、私さう初めて勉強させてもらった。例えば、部数をまとめて持つてきて、これ、あした配らなくてもいいよ、一週間以内で配つたらいいよ、だつたら安くするよというサービスを郵政省はやっていません。ちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○新井政府委員 お答え申し上げます。

現在、大量に差し出されます郵便物につきましては、郵便物の事前区分を前提にいたしまして料金を割り引いているというのほかに、今先生御指摘ございましたように、一般の郵便物よりも遅くなることを承諾していただける、そういう場合にはさらに料金を割り引く、こういった利用者ニーズに合致したサービスも実施いたしておるところでございます。

○川崎委員 実は日本の高い理由というのは、一つは高品質。郵便で高品質というのは何かない、出したら翌日着くことだと思ひます。ところが、それでは東京都内で委員長が出して、速達と普通の郵便とどう違ひがあるのか、値

段は違ふけれども、これは結局同じ結果だと思ふのです、まあ三時間ぐらい違ふケースも出てくるかもしれないけれども、結局、逆に余りにも高品質に合わせ過ぎてしまっているのではなからうか。

例えばの話、土曜日は配達をしない、これも一つの決断であります。例えばの話、郵便は二日に一通にさせていただきますということになれば、先ほどのスケールメリット、毎日十通ずつ運ぶよりも二日に一通二十通ずつ運んだ方が明らかに人件費は安くなるはずであります。その辺のスケールメリットというものが、例えば国民に許されるという判断で品質を落とすことができるならば、それよりはやはりお考えになった方がいいのだ。今は実は大きなお得意先に対するサービスですね。三千部以上持つてきて、そして郵便番号順に分けられるならば最大一五%まで値引きをしますよ、そして一週間以内でもいいというならもう三%引いてもいいですよというサービスでしょう。全部で一五ですか。いずれにせよ、大口得意先に対してはこんなサービスをやっていくのです。

しかしながら、国民全体にも、先ほどありました私書箱、自分でとりに行く、自分で番号別に分けて持つていく、こういう国民の協力を得られるならば、今値段が下がるとは言いません、しかしながらこの五十円、八十円という体制がある程度担保していけますよ、私はこうした議論というのはあるんだろうと思うんです。

例えばガソリン、今百円にしろという声が上がっていますね。自分でガソリンを入れたら百円でできるじゃないかという議論も出ている。これは火災とかそういうものの安全性の問題とも実はあわせていろいろな議論がされるだろうと私は思うのです。

そこで、もう上がった話ですから、これから次へ向けて努力をされる中で、やはり国民がどの程度の品質を望んでいるかということだけはぜひお考えをいただきたいと思うのです。三十年間、四十年間皆さん方が努力してきたのは、郵政省のま

さに質の部分、いかに質を担保するか、いい質を提供できるかということに一生懸命努力をされてきて今日を迎えておると私は思うのです。それは、国民の信頼は確かに厚いと思うのです。それは、国からの助成が多少アメリカの郵便局には出ていますよ、多少出ている。しかしながら、現実問題、二十円、三十円というものを見させられると、もとへ戻りますけれども松阪肉とアメリカの肉の論議になってしまふのです。そこをどうやらはお互い前向きに努力をしていかなきゃならぬ、このように私は思っております。

大臣も郵便料金値上げの後に加わられたものですから、こうした議論にお加わりいただいていたかったかもしれないけれども、そういう意味で、公共サービスというのは常に一〇〇%諸外国よりも、何でもいい、品質の高いものを提供すればいいというのではなくて、やはり品質と価格というもののバランスをとっていくということが公共料金、極めてこれから求められる社会ではなからうかなというように思っております。大臣の御見解を賜ればと思います。

○日笠国務大臣 おっしゃるとおりだと思います。業種は違ふのですが、最近無印の製品なんというのには非常に安くて受けていますね。無印店舗に行きますと、段ボールに積んだままで、お会計をする人が一人いるだけ、非常に安い、物は非常にいい、こういうことで、いわゆる費用対効果の問題だと思ふのです。

私思いますが、この前ちょっとテレビでやっていたけれども、郵便料金が書状は八十円になった、しかしミニレターという、六十円で、便せん二、三枚ぐらい書けますか、写真ですと五、六枚入るんですね。このミニレター、六十円で非常に安い、こういうものを大いに使いたしうという、朝テレビで、民放で宣伝してくれていましたけれども、こういうふうなものも開発していかなきやいけないでしょう。

それから、サービスと料金のあり方について

は、十三年ぶりに平均二四%上げさせていたたいわけてござりますが、今後、もし将来総点検をいたしまして、サービスと料金のあり方、これは多く、広く国民の皆さんからも聞くようなアンケート調査なんかも当然やらなきゃいけないのではなからうか、かように思っておりますし、もつともっと合理化をしていくべきであらう。郵便番号をもっとふやせば機械化でもっともつと速く処理ができるというふうなこともありますし、それを総合的に勘案をしながら、先生おっしゃるようなサービスとコスト、料金の問題、こういうものは課題として今後とも取り組んでいきたいと思っております。

○川崎委員 郵政全体を所管していますから、電話の役割、ファクスの役割、また双方のCATVの役割、それから郵便の役割、こういうものはどういふふうな形になっておるか、お互いやはり交差する部分はあると思うのです。逆に言えば、電話と郵便というのはある意味では競争関係にあると思うのです。しかしながら、ある程度の仕切りはやはりあるのです。やはり郵便が求められておるものというものを常に時代時代に合せてぜひ御検討いただきたいと思っております。

それから、例えば、今地方へ行けば、よく郵便局へ視察に行くわけですね。地方へ行けば行くほど自動読み取り機も古いものを使っているんですね。実際問題、本当に流しますと、私の目で見ただけでは三割から五割ぐらい落ちてしまうのです。ちゃんと字も印刷してあっても落ちてしまうのです。ということは、やはり封筒に多少問題があるんだろうと思うのです。

封筒業界というのは実は私もちょっと関与したことがあって、これは通産省の所管になっていて、郵政省とうまい話し合いが一時できた時代もあったらしいけれども、最近余りうまい話し合いができていないのではなからうかな。やはり封筒業界と皆さん方がお互いに知恵を絞るながら、こういうものなら間違いない、機械で七割、八割読める、お互いがそういう努力をすることによって

逆にダイレクトメールというものの値段は安くなるんですよ、こういう手順だろうと思うのです。

新井局長、ぜひいろいろな業界とお話ししたい。これは前から私は御提言しているのですけれども、アメリカが七倍もあるから、それだから日本は高いという話ではなくて、日本も負けないように量をふやすようにまず努力しましょうよ、これは十年前ぐらいに郵政局長に申し上げた時代があったのですけれども、そういうものも目指していたのだと思いますし、また、広範な関係でお話したいので、どう郵便の合理化に結びつか。内部だけでやっていると、私はうまくいかないような気がする。やはり開かれた郵政として、新井さんの最後の御答弁をいただけて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ただいま川崎先生から、封筒の規格も含めてもつとも関係団体、関係のところとも十分説明して、あわせて、より効率的な事業運営を図るべきであるという御指摘をいただきました。全く御指摘のとおりでございます。例えば、封筒の規格につきましても、現在JIS規格で十八種類が公示されております。実は、私もその六種類を推奨規格として制定しておりますが、大分古い。これは昭和三十年代後半にこういつたことを決めて、それ以後見直していない。そういう意味では私どもの努力不足があったわけでございますけれども、当然これは機械化等にも大きく関連してまいりますから、そういうことも含めて、なお一層事業の経営の合理化についてあるいは効率化について努力をしてまいりたい、このように思っております。どうぞよろしく御指導いただきたいと思います。

○川崎委員 質問を終わります。
○高橋委員長 川崎二郎君の質疑は終わりました。次に、吉岡賢治君。

○吉岡委員 郵便貯金法の一部改正案につきまして、質問をさせていただきます。

国の事業として、郵便貯金事業の使命というのは二つあると思います。一つは、国民のニーズに対応した良質な個人金融サービスを全国あまねく公平に提供すること、そして個人金融の充実を図る。二つは、社会資本の整備あるいは国民生活の質の向上あるいは国際社会への貢献等のためのいわゆる公的分野への資金供給を行うことであろうというように思うわけでありまして。したがって、可能な限り有利で確実な資金運用と、公的分野へできる限り低コストで長期安定的に資金供給をするという両立を求められるという難しい局面になるだろう、こう思います。

今回、通常郵便貯金の金利自由化が提案されております。これが成立いたしますと、定期性預金もそして流動性預金も、これすべてが市場金利に連動するということになるのではないかと私は思っています。あと政令等を改正するということは残っているとしても、そうだろうと思います。それだけに、調達と運用のミスマッチ、こういう問題も起こる可能性、言うなれば金利変動リスクや流動性リスクというものが増大してくるのではなからうかと、ふと思うのであります。

運用面について見ますと、大蔵省の資金運用部への預託利率は、七年以上のものといえますが、それが市場金利を導入されておき、国債の表面利率、今でいえば四・一％というふうにお聞きいたしておりますけれども、七年未満のいわゆる中短期のものというふうになりますと、十分に市場金利に連動していないというか、市場金利より低い水準にあるというふうに思います。

この点について、郵政省として大蔵省との折衝あるいはどのような検討をされたのか、また問題点はどこにあるのか、このことについてまずお尋ねをしたいと思います。

（委員長退席、遠藤（乙）委員長代理着席）
○山口（憲）政府委員 中短期の預託利率の問題でございますが、これは従来はいわゆる預託利率と

いうのは法定制になっていたわけでございますが、六十二年にいわゆる国債の金利その他の市場金利を考慮するという形で預託利率が決められるようになったわけでございますが、現実の問題といたしましては、委員が御指摘のように市場金利が反映されているのは七年以上の預託期間のものだけでございまして、七年未満のものにつきましては市場金利に連動していないということでございます。これはかねてから私も大変問題だと思っておりますけれども、私どもの委員会、懇談会、いろいろな研究の場、研究会からも、そういった問題点が実は指摘をされているということでございます。

自由化がいよいよ本格化してまいりますと、今委員お話しのように郵便貯金の預け入れ期間が短くなってきて、すべて七年というのはいささか難しいというふうな状況になってまいりますので、どうしても資金運用部への預託期間を多様化する必要があると。これは委員がおっしゃいました期間のミスマッチというふうなものを回避するという意味でもそういったことが必要になってくるわけですが、その際には、やはり中短期の預託利率そのものが市場金利に連動化してございせんこと、調達の方が市場金利によって決められるというところでございまして、整合がとれないということでございます。

そこで、私もいたしまして、この問題につきましましては、非常に大事な問題だということで大蔵省と折衝し、現在も折衝しているということでございます。しかし、なかなか大蔵省の方も、逆に言いますと市場金利に連動化するということになりまして、預託利率が上がるということになるものですから、にわかにはこういった措置がとれるような状況ではないというふうなことを言っておるわけでございます。

ただ、私もいたしましては、中短期の預託利率の指標になるようないろいろな種類が出てきていますから、いわゆる指標になるような商品がたぶん市場に出てきておりますので、何とかそ

ういったものを目安といたしまして、預託利率につきましても市場金利連動化できるようにさらに努力をしていきたいというふうに思っている次第でございます。

○吉岡委員 大蔵省の方としては、いわゆる預託利率を下げるということ、市場金利以下にするということは、いわば資金全体のリスクというものを郵政省の方にも持ってもらおうということではなからうかと思っております。今おっしゃったように、健全な経営をしていくという立場からすれば、もう少し考えていただくべきだろう、このように思うところであります。

さてそこで、金融自由化対策資金、いわゆる郵政省の自主運用のことについてお尋ねをしたいと思います。

これは資金運用部からの借り入れということになっておると思います。今平成六年の四月では郵便貯金百八十六兆円ほどというふうにお聞きしているわけでありまして。平成四年から一年に五兆円ずつ積み増しということで決定をして、いわゆる第二次五カ年計画だと思っておりますが、それで平成五年で今二十五兆円、平成八年には四十兆円と計画されているわけでありまして。郵便貯金特別会計の特別勘定を見ますと、平成四年末で二千二百五十億円の黒というふうに計上されていると思っております。そういう意味では自主運用が適切に運用されているのだというふうに思います。

こういうことをやはり考えてみますと、平成八年以降の自主運用額というものを拡大する考えがあるのかないのか、また限度をどこに設けていくのかということについて、まずお聞きをしておきたいと思っております。

（遠藤（乙）委員長代理退席、委員長着席）
○山口（憲）政府委員 金融自由化対策資金、いわゆる郵政省で自主運用をさせていただいているものは六十二年からでございます。今お話しのように、平成五年度末までは二十五兆一千五百億、それから平成八年度末には四十兆一千五百億円というふうな予定で運用をさせていただいております。

おかげさまで資金運用部に預託をしておくよりも有利に運用ができているということでございます。

そこで、さらに平成八年度以降ふやしていくのか、こういうお話でございますが、これは大蔵省との間で、平成八年度まではこういうことではいさまして、今それからの先をどうするかというふうなことを申し上げるのは適当かどうかかわかりませんが、運用をやることによってそのメリットがあるということとは証明されたというふうに私どもは考えております。

そこで、私も、自由化を進めていく際には、こういった市場で運用していくということが非常に有益であるということでございます。ただ、具体的に平成九年度以降をどうしていくかというところにつきましては、これからの金融自由化がどういうふうな状況になっているのか、あるいは郵便貯金事業の経営状況がどういう状況か、あるいは財政投融資の方の資金需要というものもございまして。そういったものがどうなっているのか、そういったものをいろいろの観点から考えながら決めていくということになるのではないかと考えております。

いずれにいたしまして、平成九年度以降というところでございますので、若干まだ今申しましたような点がはつきりしてない部分もございまして、はつきりとした結論を申し上げるわけにはまいたしません。ただ、私どもとしては、市場で運用するこの方式というのは非常に郵便貯金事業にとっては有益であるというふうに考えているということでございます。

○吉岡委員 申し上げられないということですが、やはり郵政省としての態度をきちんと固める必要があるだろうというふうな申し上げておきたいと思っております。

なぜこんなことを申し上げるか申しますと、やはり自由化ということになりますと、リスクが

つきまといまいます。そういうことを考えてみますと、先ほど川崎議員も御指摘いただきましたけれども、いわば理財局の方との関係でいけば、一般勘定で二兆六千億あるんじゃないか、今特別勘定で二千二百五十億あるんじゃないかというふうに言われますけれども、この利益というものはいつなくなるかわからないという現状もやはりあるわけでありまして、したがって、このリスクに対して、いわば非常に資金コストが上がってくるとか、あるいは市場にうまく連動できないとか、こういう場合、これは預貯金をされている国民か、あるいは郵政省のいわゆる特別会計が受けるのか、あるいは大蔵省の理財局がそのリスクというものを受けるのかということとはやはり議論になってくるだろうと思います。したがって、その見解についてお聞きをしておきたいというように思います。

○山口(憲)政府委員 私どもは、これから経営をしていく際の一番の基本は何かということ、何としても赤字を出さないようにすること、何となく思います。そういう意味からいいますと、やはり自由化が進展する、それに合わせて郵便貯金のありようというのを変えていかなければいけません。そういう意味では、先ほど申しましたような、市場で運用させていたという方式は非常に有効に機能しているということでありまして、またその内容も、今先生おっしゃいましたように、中短期の問題でございまして、健全経営ができる方向で検討していかなければいけないというふうな考えでいるところでございます。一兆五千億とか六千億とかというふうな資金を積み立てておるということでございますが、これは万が一にというところでございまして、私どもは、平時はとにかく普通の状況で黒字が出せるというふうな形でこの体制を整っていないかならぬ、こういうふうなことを考えている次第でございます。

○吉岡委員 自主運用についてありますが、私は、かつて郵便貯金の地方還流システムをつくったことはどうかということをごの委員会が発言をしたことを覚えております。いわば、自治体等の縁故債あるいは貸し付け、こういうことをそれぞれ郵便局が対応できるようなことをしてはどうかというふうな申し上げたところでございまして、その点についてどのようか考えておられるのか、郵政大臣、もしあれでしたらお聞かせください。

○日笠国務大臣 御承知のとおり、現在、郵便貯金の資金は全額大蔵省の資金運用部資金に預託されておるわけでございまして、これが財政投融資の主な原資となつて、地方公共団体にも融資をされておるわけでございまして、また、郵便貯金の自主運用資金であります金融自由化対策資金においても、これは流通市場を通じて、間接的ではございますけれども、地方債を購入しておるわけでございまして、このような形で、現在、郵便貯金資金が地域にも還元はされておるわけでございします。

しかしながら、郵便貯金資金が二万四千の全国の津々浦々の郵便局から集められておる資金であることでありまして、預金者の方々に直接目に見える形でより一層地元還元を図り、今後の地方分権の推進、地域の振興、活性化に貢献できるようなことは必要と考えておるわけでございします。

この点につきまして、地方自治体から、郵便貯金資金の地方還流を求める意見書、平成五年度末で三百八十二件、地方自治法九十九条二項の意見書が数多く寄せられております。また、本院における附帯決議におきまして、「金融・経済環境の変化に的確に対応し、郵便貯金資金の一層有効に安全確実な運用を図るため、金融自由化対策資金の運用対象の多様化を行い、郵便貯金資金を地域の振興等に活用できるようにするなど、資金運用制度の一層の改善・充実に努めること。」と平成五年度に指摘を受けているところでもございします。

私といたしましても、これらの意見、御指摘を踏まえつつ、今後とも、本件の実現に向けまして、鋭意積極的に取り組んでいく所存でございします。

○吉岡委員 ぜひ、地方主権を確立していくという立場からも検討をお願いを申し上げたいと思います。

次に、平成三年度の資金運用懇談会報告によりまして、「証券化関連商品や先物・オプション等、運用対象を一層拡大すること」というように記されております。今回の改正案に、いわゆるリスクヘッジ、こういうことも考えになりまして先物・オプションが盛り込まれているということ、結構なことだと思います。

そこで、私は疑問に思いますのは、証券化関連商品という言葉は、これを運用対象にすべきだということに書かれておるわけでございしますけれども、証券には株式も含まれるのか、郵政省としての見解をお聞かせをいただきたい、こう思います。

○山口(憲)政府委員 御指摘の報告書の中では、関連化商品への運用が必要というふうなことが指摘をされているわけでございしますが、一般的に証券化関連商品というふうな場合には、住宅ローン債権でありますとかカードローン債権といったいわゆる流動性の低い債権というものの、住宅とかそういうものがあります。その債権をもとにいたしまして、それを有価証券化して、それを流動化するというふうなもの、流動化したそういうものを証券化商品というふうな言い方をするようにございします。そういう意味からいいますと、いわゆる株式というものは証券化関連商品の中にはどうも含まれていないというのが一般的な見方ではないかというふうに考えております。

ただ、私どもは、資金の運用に当たっては、収益の変動パターンが異なるいろいろな資産を組み合わせたということがやはり相対的にリスクを低くする、あるいはまた逆に収益を確保することができるといふことで、いろいろな収益変動パターンの異なる資産を組み合わせるというふうなものがあるかと考えておりますが、そういうものが有益だと考えておりますが、そういう中で株式というのは、中長期的に高い収益性を持つというふうな性格を持っているものだということ、やはり運用対象に加えることが望ましいのではないかとというふうに考えておるわけで、現に私どもも直接は株式を取り扱ってはいないという形でも、簡保事業を通じた指定単という形で一部株式にもお金を使わせていただいているというふうなことでございします。

○吉岡委員 国民の小口預貯金ということになるわけですから、国民利益を優先させて、安全でしかも健全な運用を図ってもらいたいというように思っております。

次に、預金者貸付制度の改善について今回も提案されております。二年更新が今度可能になったということ、よいことだということに私は思います。そのことによって運用拡大というのがどれほど起こるであろうか、このことが一つです。

二つは、定期性預貯金の九割を担保にしている貸し付けでございます。二年更新と言わずに三年とか五年とか六年とか、国民のニーズに合わせるような商品というものを出して豊富化していつてはどうかというふうに思うことが二つ。

三つ目については、限度額が三百万円になっております。定期性預貯金を担保にその九割までというのであれば、三百万円という限度額を拡大するということも今後の趨勢として必要ではないか、こう思っているわけですが、見解をお聞きたい。

それから、時間がございせんから続けてお尋ねします。

権利消滅金の扱いについてであります。特別会計の中では財務諸表上は雑収入になっていこうこととございしますけれども、国民にわかるように明確にしてはどうか。なおかつ平成四年で七十億円にもなっているわけでありまして、国民の理解を求めている切った、例えば文化財を守るだとか福祉であるとかあるいは国際貢献であるとか

というところで、すかつとしたような方向でこの資金の使い道を一度しっかり議論してみてもどうかというように思っておられるわけですが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○山口(憲)政府委員 たくさんお話がございましたので、ちょっと漏れないように注意しながら御説明させていただきますが、まず第一に、今回の措置でどのぐらいの利用が起るのか、あるいは救われるのかというお話でございますが、現在私どもが把握しているのは、大体、法定并済、いわゆる二年のところでアウトになってしまおう方が二百万件ぐらいいふうに考えております。ただ、これは現下の制度のもとで皆さんが自衛をされておられるようになっておられるということでございますから、制度的に確立されればもっと多くの方が利便を受けられるのではないかとこのように考えております。

それから、さらに二年延ばすということでもなくあつたのかなと思ひますが……(吉岡委員「新しいメニューをつくったかどうか、三年とか五年とか」と呼ぶ)わかりました。私も今回この措置をとるにも大変な障害がいろいろございまして、民間の金融機関の方から申しますと、やはり郵便貯金の商品性の向上につながるとか、あるいはもつと極端な言い方で言いますと、与信業務の拡大だというふうな方から大変強い反対がございまして、かなりの努力でやっとここまで来たというふうなことでございます。

いずれにいたしましても、預金者にとりましてはいろいろなメニューを用意するということは大変よろしいことでございますので、そういった方向での努力はしてまいりたいと思ひますが、さしむきは今回の措置でどの程度の利用があるのか、そういったこともよく見守ってまいりたい、こういうふうな考えているところでございます。

それからもう一つは、現在の三百万円の制限を撤廃してというお話でございますが、実は今回の予算要求の中で、この制限を撤廃して担保になる

預金の九割までは融資ができるようにしたらいけないか、担保を提供しているんだからという形で要求をしたわけでございますが、これにつきましては、さらに貸付機能の拡充になるというところで民衆圧迫の典型だというふうな形のとりえ方をされて、なかなか成案を得ることができなかったというところでございます。

これにつきましては、私どもも予算で本年度も要求した問題でございますので、引き続き実現に向けて努力をしてみたいというふうなふうに考えているところでございます。

それから権利消滅の関係でございますが、ただいまは仕組みの中では御指摘のように雑収入という形で収入の中に入れて私どものほかの収入と一緒に色んなつかない形での使用をさせていたでいておられるということでございますが、今回の睡眠貯金というものを制度化していただくということになりますので、財務諸表の上で睡眠貯金幾らというふうな明示ができるということでございます。その中で、権利消滅でなくなってしまう一歩手前のお金が現在どのくらいあるかというのが国民の皆さんにわかつていただけるような形になるわけでございます。

私もいたしましては、この使途につきましては、預託金利子収入といった他の収入とは全くもつと違つておりますので、預金者の皆様方の納得のいく使い方、これは色のついたお金だというふうな思ひますので、本来ならばお客様にお返しすべきお金がお客様を特定できないためにお返しできないというところでありますので、広く預金者、抽象的一般的預金者の皆様方にメリットが還元できるような方策というふうなものをこれから、これは具体的に発生するのは十年後ということになりますから、その間にいろいろと検討させていただきます。次でございましては、

○吉岡委員 終わります。
○高橋委員長 御苦労さまでした。
次に、山崎泉君。

○山崎(泉)委員 最近の円高で、簡保資金や厚生年金運用などで含み損が拡大しているのではないかとこのように思ひます。国民財産の保護の立場から、今回の改正案は積立金の運用範囲に債券先物及びオプション取引が加えられておりますが、私はこの部分については大いに評価をしておるところでございます。今後リスク対応の観点から、分散投資を効果的に行うための不動産の運用対象への追加や、今回実現しなかった為替リスクのヘッジ手法を初めとするリスクヘッジ手法の充実を早急に図るべきだと思ひます。お聞き方をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○高木(繁)政府委員 簡保資金は、その性格から申しまして加入者からお預かりした貴重な財産であるというところでございまして、そういう性格から、リスク対応という意味でポートフォリオ上でできるだけ多くの資産形態に分散投資を行うことが必要である、これは委員御指摘のとおりでございます。

簡保の現在の運用状況でございますが、御承知のように、債券等へのウェイトが非常に高うございまして、こういう状況の中で不動産に対してその資金の一部を運用するということにつきまして、リスク分散の観点から大変意義があることだろうというふうに思ひます。また不動産は、長期保有というものを前提にいたしますと、かなり有利な運用対象になるだろうというふうに考えております。ただ一方で、いろいろ勉強してみますと、どういった土地を現実的に選んだらよろしいのかとか、あるいは取得後の不動産の管理方法をどうしたらいいのかというふうな非常に難しい問題がさまざまあるようでございます。基本的には不動産を追加するというところで考えたいと思ひますが、いずれにいたしましても来年度の予算要求の段階で決定することにならうかと思ひます。一つの大きな課題として考えてまいりたいというふうな思ひます。

動向を総合的に勘案した上で、ポートフォリオの一環として外国債への運用を行っているところでございます。残念ながら簡保は為替のリスクヘッジ手段を有していません。したがって、包括為替予約でありますとか通貨の先物あるいは通貨のオプションというような為替リスクに使えるヘッジ手法の導入というものは喫緊の課題であるというふうな思ひます。来年度の予算要求におきましてその実現に最大限の努力を払ってまいりたいと思ひます。為替リスクヘッジ手法以外にまだいろいろなりリスクがございまして、こういう各種のリスクに対応するためにさらにほかの幅広いリスクヘッジ手法の充実を図ってまいりたいと思ひます。

○山崎(泉)委員 国民の財産を守るという立場から、ぜひ対応をよろしく願ひしておきたいと思ひます。

次に、生命保険料と個人年金保険料の所得控除限度額について、御質問いたします。質問というより、先ほどの方の回答にもありましたから、さらに努力を促すという意味で、再度私の方でも質問をさせていただきます。

生命保険料の場合には所得税が五万円ですね、個人年金の場合には地方税が三万五千円ですが、これを十万円に引き上げてほしい。また同時に、お年寄りが受け取ります満期保険に対する非課税措置についても今後は創設が必要ではないかというふうに思ひます。先ほどの御回答の中でも、長寿社会に対してそれを支援するために努力をしていく、こういう回答が自民党の方になされておつたやうでございますが、これについて、私も再度ぜひこの税制改正についてはしっかりと取り組んでほしいというところの要望を申し上げながら、もう一回決意のほどをお聞きをしたいというふうに思ひます。

○高木(繁)政府委員 生命保険料あるいは個人年金保険料の所得控除制度の問題でございますが、今先生おっしゃった引き上げあるいは老年者の非課税措置というふうな問題につきましては、私と

も平成六年度の税制改正要望でお願いいたしましたし、実現に至らなかったわけでございます。こういう税制と申しますのは、自助努力を支援するというために大変意味のある制度であらうというふうに考えているわけでございます。

先ほど申し上げましたけれども、特にこの生命保険料控除につきましては、もう廃止してもいいのではないかと意見する一部あるわけでございます。今回は先ほどのように税制改正要望で実現しなかったわけでありまして、これからますますこの高齢化社会が進んでいく中で公的保障にも限界がある。何度も申し上げて恐縮でありますけれども、そういう中で、やはり国民の自助努力を支援するという意味合いから税制による支援措置というのは一層充実していく必要があるというふうに考えております。私どもも努力をしてみたいと思いますので、先生にもぜひ御支援を賜りたいと思うわけでございます。

○山崎(泉)委員 次の考え方についても先ほどの質問者の方が申し上げておたのですが、いわゆる保険の加入限度額の引き上げでございます。

もう八年近く据え置かれておるわけでございますが、私どもは、けがとか老後とかいろいろな場合のことを想定して積み立てなり掛けておるわけでございます。今日の新しいわゆる物価高、そして高齢化社会の到来ということを考えた場合には、果たして今の加入限度額ではどうだろうかというのが心配でございます。私は、平均寿命が延びたということもあって、当然引き上げを早くするべきだという主張の持ち主でございます。先ほど局長答弁は、要望はある、現行では不十分だ、見直す時期に来ている、こういうふうな御回答がされておりましたが、今、省内でも具体的にそういう作業が進められておるのか、今後の具体的な作業も含めて今現在議論されておる内容について、そしてまたお考え方について、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○高木(繁)政府委員 この保険の加入限度額の引き上げにつきましては、今先生おっしゃったとおり

りの御答弁を先ほどさせていただいたわけでございます。

現段階で省内でどうかという御質問でございますが、これから来年度予算要求で何を出していくかというのを考える段階でございます。ただ、これは長い経緯もございます。難しい条件がいろいろございます。また、基本的に民間の生命保険会社等は反対の意向を持っております。そういうものも含めて、政府部内でもなかなか難しい調整が必要な問題でございます。

基本的に、先ほど申し上げましたように、見直すべき時期にある、できれば不十分な状態を是正したいというふうに考えておりますが、もろもろのそういうようなことを含めて具体的な取り組みをどうするかということをこれから考えたいという状況でございますので、御理解賜りたいと思います。

○山崎(泉)委員 そういう努力を要請しておきますが、今日まで私も郵便局の現場で働いてきた一人として、現場で働いておる者はその希望が非常に強い、同時に加入者の方もその希望が強いわけでございます。民衆と官業というその立場はありましようけれども、郵政も有利な商品という立場の中でこの開発についてはぜひ最大限努力をしてほしいということを要望として申し上げておきたいというふうに思います。

続きまして、新しい商品のサービスについて伺いをしたいというふうに思います。

平成五年に郵政省は「個人年金に関する市場調査」というものを全国的に行っております。そして、希望する郵便局の年金保険の商品、サービスとしてはどういふものなのかというその具体的なアンケート調査の結果、一位が、要介護状態になると、今回でございましたけれども、割り増し年金給付をしてほしいという要望が四三・一％で一位でございました。二位が、物価上昇に比例して年金を増額してくれ、これが三三・三％であったわけ

であります。今回の介護割増年金付終身年金保険の割り増し年金は御案内のとおりに定額でございます。

ます。したがって、この調査の結果、物価上昇に比例して年金を増額という方が三三・三％もあるわけですから、これを定額でなく将来の物価にスライドさせるとか比例させるのか、こういうふうな制度的なものができなかつたのかどうか、その辺について、お考え方を聞きたいと思っております。

○高木(繁)政府委員 今回のこの介護割増年金付終身年金保険の割り増し年金額を定額としたしている理由でございますが、これは、一定の保険料で加入をするという場合には、年金額が毎年一定割合で増加するいわゆる通増式よりも、定額式の方が当初の受取金額が多くなるという点がございます。そしてまた、一般的に要介護状態になった当初においては、療養ベッドとかあるいは車いすを購入するだとか、そういう形で比較的多くの費用が必要になるという実情がございます。

こういうことを考えまして、なるべく安い保険料で要介護状態になった場合の当初の費用をある程度賄える、そういう給付をするためにはやはり割り増し年金額を定額にする方がよろしいんではないか、これが今回の通増式にしない理由でございます。

なお、基本年金額の方は、先生御承知のとおり、毎年三％複利で通増する仕組みになってございます。したがって、これによってある程度物価上昇にも対応できるものというふうに考えているわけでございます。割り増し年金額の方も通増させるかどうかということにつきましては、これから加入者の方々のニーズあるいは介護に要する費用がどうなるか推移を見ながら今後検討してまいりたいと考えております。

○山崎(泉)委員 大変申しわけないのですが、先ほど席に座っておつてちよつと考えたのですが、質問通告していないのですが、ちよつと具体的に教えてください。今回の場合に、年金受給開始前、いわゆる保険料払込期間中に特定の要介護状態、こういう状態になった場合の扱い方はどうなるのですか。

○高木(繁)政府委員 年金支払い事由が発生した以降要介護状態になった場合に年金を割り増ししてお支払いする、こういう仕組みの終身年金保険でございます。したがって、年金支払い事由が発生する前、要介護状態になりますと、その段階ではお支払いをしない、こういうことでございます。ただ、それがずっと引き続いて、その後百八十日間続きますと、これは支給要件に該当するということになります。

○山崎(泉)委員 現在、現商品でシルバー保険がありますね。今回の場合は年金ですからなかなか難しいと思うのですが、このシルバー保険の契約者を今回の介護割増し年金保険への切りかえが制度的にできないものかどうなのか、その辺についてお聞かせください。

○高木(繁)政府委員 シルバー保険と今回新設をしようというこの介護割増年金付終身年金保険は、どちらか被保険者が要介護状態になった場合に給付をするという点では全く同じでございます。ただ、その基本的な保障ニーズ、これはもう先生十分におわかりのとおり違うわけでございます。して、シルバー保険の方は死亡保障プラス介護保障、今回のこの年金の方は生存保障プラス介護保障、こういうことでございます。したがって、お客様もその辺を十分に御理解していただいて加入と申しましようか、この辺はもうしつかりとわかっていただけるものという前提で現在のところ考えております。

ただ、この辺につきましても、やはりお客様の御意向第一でございますから、加入者の方々が切りかえてほしい、こういう希望をたくさんお持ちのようであればまたその段階で考えたいというふうに思っております。

○山崎(泉)委員 私は、もうすぐ時間、今度運輸委員会では差しかえて質問しなければいけません。現場の気持ちを一言だけ言っておきます。

現場の奨励関係者、毎日毎日一生懸命商品売
るために努力をしております。当然管理者の皆さ
んも頑張っております。しかし、最近やもすれ
ば、管理者の皆さんが単なる叱咤激励じゃなく
叱咤のみに終わるといふ部分が多々見受けられ
ます。やはり奨励関係といふのは、朝出発する
とき、仕事の始まりにおおやるぞという気合いが
入らないと奨励はうまくいかない。叱咤だけで
めなんです。どうか職場では温かい気持ちを持
つて、そして常に前向きな姿勢で職員と一緒に
て日常の指導体制に当たってほしいということ
をお願いして、失礼をさせていただきます。

終わります。ありがとうございます。

○高橋委員長 次に、矢島恒夫君。

○矢島委員 まず最初に、貯金法について質問
させていただきます。

この改正で郵貯の方の金利自由化が一段落
する、一応完結ということになるわけですが、
も、今まで郵政省、金利の自由化が進めば金融機
関の競争が激しくなって利用者に対するサービス
の向上になる。先ほど山口局長も、この問題で
は、自由化のメリットを預金者に還元するんだ、
そういうことで商品での工夫をしているというよ
うな答弁もあったわけですが、こういう一応完結
しようとしている段階で、この競争によって利用
者サービスがどのように向上したとお考えか、そ
の辺について。

○山口(憲)政府委員 郵政省といたしましては、
小口預金者への自由化のメリットが還元できると
いうふうな観点から金利の自由化には積極的に対
応をしております。我が国では規制金利とい
うのは人為的低金利政策というふうに言われて
おりました、どうしても預金をする方の側から借
手の方に所得移動が行われるというふうなことが
言われておりましたから、自由化をいたしまし
て、資金の需給関係によってその相場が決まると
いうことになれば貸し手の預金者の方にメリッ
トがあるであろう、定性的にそういうふうに言え
るというふうな考えで推進してきたということ

でございます。

実際に、それではどういうふうな状況になっ
てくるか。特に私どもの預貯金金利が昨年の六月
から現在まで、既に自由化の中で預貯金金利をサ
ービスさせていただいているということございま
す。残念ながら過去に例のないような今低金利の
時代でございます。預金者の方々に金利自由化
のメリットというふうなものを肌で感じていた
けるといふ状況にないというの、私どもとして
はまことに残念な状況であります。

ただ、私どももそれなりに、いろいろとどうい
う状況かというものを計算したりしております
が、その一端をそれではちょっと御説明をさせ
ていただきますと、やはり規制金利時代に比べて
ますと、かなりいわゆる市場金利と預貯金金利の
利差というのは実は縮小してきております。例え
ば一年物の定期預金というものがございませ
が、この定期預貯金金利と一年物の市場金利、一般の
市場金利との利差というふうなものは、規制金利
時代、これは昭和六十三年の四月というマル優が
廃止になった後からとらえておりますが、それか
ら平成三年の十月という全部が規制金利だった時
代、その時期と、完全に自由化された平成五年の
六月以降というふうな時期でどんなふうに変わっ
てきているかということとちよつととらえてみま
すと、前の規制金利時代にはいわゆる市場金利と
の利差が一・七三二%ございました。一・七三
二%ございましたけれども、この自由化した後の
時期にはこの差が〇・二六%に縮小しているとい
うことでございます。規制金利時代には市場金
利に対する預貯金金利の割合は〇・七三%だった
ものが、自由化した後は〇・八九%に上がって
いるというふうな形でございます。なかなか肌で
実感をしていただけないのですけれども、メリッ
トといふものは私どもとしてはあるのだという
ふうに考えておりますし、なお今後市場金利が上
昇していわゆる民間の金融機関の中に資金需要
というふうなものが大きく起こってまいります
と、その金融機関の間での資金獲得競争という

うなものも行われるようになりますから、今のよ
うなこういう条件の悪い中でもそういったメリッ
トがあるといえますと、金利が上ればかなり
のメリットの還元が進むのではないかとという
に今考えておるところでございます。

それからまた、金利自由化の過程におきまして
は、当然に商品の多様化というふうなことも進
むわけでございまして、この間定期郵便貯金につ
きましては、預け入れ期間の多様化が図られま
して、昔は六カ月と一年物だけであつたものが現
在は一月から三年以下というところで月単位でサ
ービスをさせていただいているというふうなことが
ございますし、それからまた、貯蓄性を重視した
いわゆる通常貯蓄貯金というふうなものも創設
されました。預金者にとつては商品面での選択
の幅も広がってきているという、そういったメリッ
トもございまして、今回御審議いただいております
この郵便貯金法を御承認いただきますと、本年十
月から通常郵便貯金の金利の自由化を実施する
ということと予定しておりますが、さらにこの流動
性預金の分野でも一層の商品設計の多様化が図
れるというふうなことになるかと思っております。

一方、民間金融機関におきましても、御案内の
ように昨年の四月から金融制度改革法が施行にな
りまして、単に金利面にとどまらずに、いわゆる
業務規制でありますとか商品設計の分野にも自由
化が及びつつあるというふうなことございま
して、金融界全体にいろいろな形で競争という
ものがもたらされることになるのではないかと
いうふうに考えておまして、私どももいたしまして
は、そういった自由化のメリットというものを生
かしながら、預金者の皆さん方に還元するよう
に努めてまいりたい、こういうふうな考えている
次第でございます。

○矢島委員 山口局長、私の質問時間は非常に短
いので、できるだけ簡潔に答弁していただきたい
と思います。
定期性の預貯金の金利が自由化される、これが

昨年。そして、郵便貯金としては主力商品である
定期貯金の金利が自由化される。競争が激しく
なるというので、今お答えがあつたようになか
肌で感じるようなメリットというものが利用者
にわかりにくいという状況の中で、郵政省は笑
習機といふものを各郵便局にお配りになった。

これは日経金融新聞に書かれていた記事です
けれども、セールスマニュアルを作成してシス
テム手帳型の中にこのマニュアルを入れた。その最
後の方に、これがそれなんです、おじぎの仕
方から始まって、服装その他言葉遣い、ずつと書
いてあるんです。この前に商品のいろいろな紹介
がうものが入っております。これはいわゆる鏡
ですよ。非常に映りが悪い鏡で、これが鏡かな
と思うような鏡なんです。

このことについて、この新聞ではこう述べて
いるんですね。金利自由化で今後金融機関同士の
競争が激しくなるが、最後に物を言うのは職員
の人手柄だ、そこで練習機を活用し皆様の郵便
貯金のイメージに磨きをかけるということだが、
その成果は、こういうことになっているわけ
ですね。

確かに、今局長が言われたように肌で感じる
ようなメリットというものが利用者になんとい
う状況の中で、通常貯金についてもそうですが、
同時に定期についても同じですけれども、結
局のところ、郵貯の金利というのは、銀行の三
年定期とかあるいは普通預金をベースにした計
算式がありまして、それによって決まる。つま
り、結局のところ、金利の自由化というけれど
も、銀行の金利に連動するだけではないかと
か、あるいは銀行金利追従だ、利用者からし
てみれば郵貯が限りなく銀行と横並びしてい
くんだという感じが映らないわけでありませ
ん。

先ほどの新聞ではありませんが、こういう鏡
は、結局最後は職員の人柄によってのサービス
向上だということへ行つて、この鏡を見ながら

顔の練習をする、そして銀行と競争するんだ、
こういうことになっていくわけですね。ですから、
私としては、郵政省の言う競争が激しくなっ
てサービスが向上するというのなら、金利の
自由化が行われた結果郵便貯金はこうのよう
に有利になりました、こうなるはずだと思うの
です。ところが実際は、金利が自由化された後、定
額の利率を見ますと、三年以上の金利で一・三
四%ですか、大体四割も下がっているわけだ
ね。

大臣がもし御見解があれば承るのですが、要す
るに、肌で感じられないような見かけ上のサー
ビスというのが実際であつて、本質的な商品で
サービス向上というところには極めてほど遠いも
のではないかと承るのですが、御見解を承りま
す。

○山口(憲)政府委員 先ほど肌で感じられないと
申しましたのは、数字で見るとあるメリットとい
うのは出ているのだけれども、それがなかなか目
に見える形になっていないというふうに申し上げ
たわけでございまして、肌で感じられないから自
由化のメリットがないのだというふうには私も
考えていないということで申し上げたわけでござ
います。

今、私たちの郵便貯金というものがどういう金
利をつけていくべきかというふうなことにつきま
しては、これはいろいろな御議論がございます。
そういった中で、現在のところは、市中の市場金
利とそれから民間の預金の金利というふうな
ものを勘案しながら決めていきたいと思います、こ
ういふような仕組みになっている。これは、郵便貯金
が金融の世界にバランスをとっていくというふう
なことになるかと、ある程度私もそうしてい
った民間の預金に対する配慮ということもしてい
かざるを得ないのではないかとこのように考
えてい

ただ、そういう際にも、やはり民間の預金金利
も競争で自由に決まるということが前提になっ
ておりませんと私は満足できないわけござい
ます。

まして、そういった意味では、今回の通常貯金の
金利の決定の際にも、一定の方程式を用意して
おりますが、万一市場金利よりも低いような場合に
は民間の預金金利に一定のプラスアルファもつけ
せていただきますよというふうな形で、預金者の
利益とそれから若干の牽制効果というふうなもの
を考えた上でそういう方式もとらせていただ
いていこうというところでございます。

○矢島委員 いろいろとおっしゃいましたが、
利用者はどう見ているかということで、参考まで
に、これは新聞の投書なんです、朝日です、主
婦の方です。「だれのための金利の自由化」、こ
ういふ表題ですが、金利の自由化とは、預金金利の
上限の規制をとり、預金の必要度に合せて金利
を自由に上下できるようにすることだ、競争相手
の郵便に金利の引き下げを求めたり、あるいは金
利の決め方をあらかじめ制限するといったことは
おかしいことではないか、一体だれのための自由
化と言いたくなりました、こういう投書が載って
おりました。それに対する御意見もあろうかと思
います、要するに国民はこういうふうに見て
いるという一つの例をお話ししたわけですね。

この金利の自由化というのは、私たちも前々か
ら言っていることですが、競争によって大口の預
金金利は上がるけれども、郵便などが対象として
いる小口の預金に対してはどうもその犠牲になり
かねない、こういう危惧を今までも私たちは表明
してきました。今度の通常貯金でも、激変緩和措
置というものはとられておりますけれども、しかし
金利が下がるというのはまず確定だろう。

ですから、銀行と限りなく横並びするというよ
うな自由化というのは自由化の名に値しないもの
ではないだろうかという点をぜひ指摘しながら、
私たちはやはりこういうものには反対だとい
うことを表明させていただいて、もう時間があ
つたかになりましたので、今度は簡保の方の問題で
質問したいと思います。

保険料の問題ですけれども、四十六年ぶりで一
〇・三%と大変大幅な値上げが四月に行われたわ

けですけれども、民間の生命保険会社と同じ三・
七五という予定利率にしてあるということと、同
じ日に引き上げていくわけですから、この辺
のいきさつは、なぜこうなったのか。

○高木(繁)政府委員 民保と同じ予定利率にな
っているということにつきまして、これは、予定利
率を幾らにするかというのを考える場合には、新
規の契約のお金などのくらいで運用できるか、こ
れをベースに考えるわけでございます。これから
の世の中で、民保も簡保もほぼ同じ金融環境の中
で運用するわけでございます。したがって、その
見通しとして同じ予定利率になるというのは決し
ておかしいことではないのか、このよう
に考えております。

○矢島委員 同じ予定利率で同じ日に上がったと
いう点について、局長、この問題を取り扱うとき
に、民間の生保やあるいは大蔵省、いろいろと協
議するのだと思いますが、そういう中で決まった
ものなんですか。

○高木(繁)政府委員 ただいま申しましたよう
に、簡易保険のこれからの新規契約の運用がどう
なるかというのを考えて、数字を決定したところ
でございます。その間、民間生命保険会社であり
ますとか大蔵省とか、協議は一切いたしてござ
います。

○矢島委員 そういうお答えでございますけれど
も、高木局長、あなたが、これはこの問題での質
問に答えたわけじゃないのですが、別の質問の中
で、参議院の通信委員会ですけれども、いろいろ
な新商品を導入するときに、いろいろと民間の保
険会社やあるいは大蔵省と折衝するんだ、こ
ういふお答えがある。これと同じようにやっ
たんじやないかというところなんです、確
かにやっていますか。

○高木(繁)政府委員 先生おっしゃる協議とい
う言葉の問題かもしれませんが、事前に相談
するということは一切やっております。

○矢島委員 やはり私、今度のこの保険料金の値
上げという問題については、九二年の資産の運用

利回り、民保の方ですけれども、八社中六社が九
二年度四%を超えていたわけですね。ところが、
九三年度大手の生保の八社中五社が三%台と、そ
れぞれ運用利回りは前年度を下回っている、こ
ういふ状況にあるわけですね。これに対して簡保の
方はどうかといいますと、九二年度五・八%、九三
年度については、これも高木局長の参議院での御
答弁ですけれども、未確定でございますが、五・
一%程度を確保できる、こういうふうな踏ん
でいます。この二つの、民保と簡保の差は決して小
さいものではないと思うわけですね。簡保というの
は民保より運用利回りがよいのに、なぜ民保と同
じく予定利率を三・七五%にするのかということ
が一つと、それから、やはりいろいろと民保から
の影響や何かが、協議という言葉がどうとかは別
として、そういう影響と、それからもう一つは、運
用利回りというものが、バブルの崩壊のツケが
残っていたり、あるいはまた外国債の含み損、こ
ういふものが多かったりして、今後とも運用利回
りはずっと悪くなるのだという御判断をされている
のか、この辺についてお答え願いたいと思
います。

○高木(繁)政府委員 簡保の運用利回りの状況、
数字はただいま先生がおっしゃったとおりでござ
います。

簡易保険の運用におきましては、先生十分御承
知のとおり、地方公共団体でございましてとかある
いは財政機関等でありまして、そういうところ
に長期の貸し付けをしていく。これが非常にウ
エートが高いという特徴がございまして、したが
って、現段階で簡保の運用利回りが民保よりも
高いのは、そういう高金利時代の貸し付けが相当
残っている、こういうことでこのような状況に
なっているものというふうな思っております。

ただし、この民保よりは高い運用利回りの成果
は、先ほどもちよっと申し上げましたけれども、
既加入契約へお返しをする、満期保険金なりある
いは配当金としてお返しをするということござ
います。現在の運用利回りが高いから、新規の

保険の予定利率を引き下げ得るということにはつながらないものとさせていただきます。

なお、今申し上げましたような簡保の貸し付け状況でございますので、高金利の貸付金だんだん償還されて減ってまいります。したがって、これから将来的にも、さらに継続的にある程度まで下がっていくのではないかと。さらに、景気が回復して、民間の、例えば市中金利がうんと上がってきたような場合に、今度は、実は正直いいますとなかなか上がりにくいという宿命もまた同時に持っております。

○矢島委員 時間がないので、私、最後に運用についてだけちょっとお聞きしたいのです。

既に新聞等でも発表されておりますけれども、いわゆる簡保事業団の指定単の運用が認められた一九八七年以来、利回りが下がりがちであるというところ、それから同時に、外国債の運用で相当の損があるのじゃないか、あるいは簡保事業団での指定単運用でも株の低迷というのが影響しているのではないかと、いろいろ書かれております。

そういう中で、これは毎日新聞ですけれども、昨年の十二月、一ドル百二十二円時点で五千二百七十八億円、こういう含み損がある、もし一ドル百七十四円なら八千億円を超すだろうという報道がありました。今現在、きょうの午後三時現在で百二十四十六億六千六百万円、先週よりもまた上がったわけですから、ますますこの含み損はふえていくのじゃないかということが一つ。

それから、簡保事業団の方の指定単の運用で、運用事業特別勘定の方が九二年度で約四百四十六億円の損失となっている。準備金を取り崩して株式の売却をやったのだと思うのですけれども、どの程度の損失をこうむったのか。また、現在も含み損があると思うのですけれども、新聞報道などによりまして、三千億円を上回る、こう言われていますが、この簡保事業団の指定単の運用についての含み損はどれくらいあるか、お答え願いたい。

○高木(繁)政府委員 第一点の、外国債の含み損

の関係でございますが、これは平成四年度末七千二百五十八億円という数字を公表いたしております。この段階での為替レート、対米ドルでございますが、百六十四円三十銭でございます。五年度末で百三十三円五銭、円高になっております。したがって、まだ決算は終わっておりませんが、数字は申し上げられませんが、七千二百五十八億円よりは増加しているだろうと思っております。

簡保事業団の方の決算でございますが、平成四年度の数字だけでございますけれども、経常収益三千三百二十二億円、経常費用が三千七百四十八億円ということで、経常損失四百四十六億円でございます。この処理は、先ほど先生おっしゃいましたように、準備金を取り崩して、百三億円は繰越欠損金として整理をいたしております。

それから、指定単の含み損という問題でございます。これにつきましては、いろいろのレベルで売買をいたしております。含み損もあれば、含み損もあるということでございますが、この数字につきましては、公表を差し控えていたきたい、このように思っております。

○矢島委員 時間が来ましたので、そういうものをぜひ明らかにするということの中で保険料はどうなのかということが十分議論されるように、どうもそういう問題になりますと、なかなか内容についてはつきりした状況をお知らせいただけません。一切ディスクローズしないという方向を強めていたのだとくなく、またそういうことで議論を深めていかなければならないと私たちは思っています。

○高橋委員長 簡潔にお願いします。

○矢島委員 終わります。リスクヘッジの問題につきましてもお聞きしたいと思いましたが、この次の機会にしたいと思えます。終わります。

○高橋委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○高橋委員長 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案並びに郵便貯金法の一部を改正する法律案に対し、日本共産党から討論の申し出がありました。先刻の理事会で協議の結果、御遠慮願うこととなりましたので、御了承願います。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する討論の申し出はありませんので、これより各案について順次採決に入ります。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○高橋委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 ただいま議決いたしました簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対し、坂井隆憲君外四名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。坂井隆憲君。

○坂井委員 ただいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の各項について積極的な努めるべきである。

一 人口の高齢化、生活様式の多様化等に伴う国民のニーズに的確に対応するため、新商品の開発やサービスの一層の充実、加入限度額の引上げ等簡易生命保険制度の改善を図ること。

一 今後とも、全国の郵便局を通じて、簡易に利用できる生命保険を提供する国営の事業と

して、国民の経済生活の安定と福祉の増進に努めるとともに、加入者の多様なニーズに対応するため、加入者福祉サービスの一層の充実を図ること。

一 国民の自助努力を支援するため、生命保険及び個人年金に係る税制上の支援措置の充実を努めること。

以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党、改新、日本社会党・護憲民主連合、公明党及びさきがけ・青雲・民主の風の五派共同提案に係るものでありまして、案文は、当委員会における質疑等を勘案して作成したものでありますから、各項目についての説明は省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

坂井隆憲君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立総員。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、日笠郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。日笠郵政大臣。

○日笠国務大臣 ただいま簡易生命保険法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございます。

○高橋委員長 次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○高橋委員長 ただいま議決いたしました簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案に対し、自見庄三郎君外四名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。田中昭一君。

○田中(昭)委員 ただいま議題となりました簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしますので、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案(案)

政府は、変化する社会経済環境の中で、簡易生命保険の積立金の一層有利かつ確実な運用による加入者の利益の増進に資するため、為替リスク等の各種リスクに対するヘッジ手法の導入、より効果的な分散投資のための運用対象の多様化、その他の資金運用制度の一層の充実に努めるべきである。

以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党、改新、日本社会党・護憲民主連合、公明党及びさきがけ・青雲・民主の風の五派共同提案に係るものでありまして、案文は、当委員会における質疑等を勘案して作成したものでありますから、説明は省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

た。

採決いたします。

自見庄三郎君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立多数。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、日笠郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。日笠郵政大臣。

○日笠国務大臣 ただいま簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございます。

○高橋委員長 次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○高橋委員長 ただいま議決いたしました郵便貯金法の一部を改正する法律案に対し、自見庄三郎君外四名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。河村たかし君。

○河村(た)委員 ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしますので、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、この法律の施行に当たり、郵便貯金事業をめぐる諸情勢に適切に対応するため、次の各項の実現に積極的な努めをすべきである。

一 金融自由化が預金者の利益向上を図るためのものであることを踏まえ、郵便貯金金利の決定等においては、預金者がそのメリットを十分享受することとなるよう努めること。

一 多様化する国民生活や長寿福祉社会に対応した商品・サービスの開発等に努めるとともに、預金者貸付制度の更なる改善についても検討すること。

一 地域の振興及び生活環境の整備拡充に資するため、郵便貯金資金を地域に直接還元できるようにするほか、金融自由化対策資金の運用対象の多様化を図る等資金運用制度の改善・充実に努めること。

一 郵便貯金の権利消滅の防止に一層努めるとともに、なお発生する権利消滅金は本来預金者に払い戻されるべき資金であることに堪えがみ、その使途については、預金者の理解が得られる施策に活用するよう検討を進めると。

以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党、改新、日本社会党・護憲民主連合、公明党及びさきがけ・青雲・民主の風の五派共同提案に係るものでありまして、案文は、当委員会における質疑等を勘案して作成したものでありますから、各項目についての説明は省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

自見庄三郎君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立多数。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、日笠郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。日笠郵政大臣。

○日笠国務大臣 ただいま郵便貯金法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございます。

○高橋委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〔報告書は附録に掲載〕

○高橋委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十分散会

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「又は」を「若しくは」に改め、「年金の」の下に「支払をし、又は当該年金のほか、保険約款の定めるところにより、被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことによ

り割増年金の」を加える。

第十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の終身年金保険は、被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより割増年金を支払うこととする終身年金保険（以下「介護割増年金付終身年金保険」という。）以外のものでなければならぬ。

第二十四条第一項中「含み」の下に、「介護割増年金付終身年金保険の保険契約にあつては割増年金の額を除き」を加え、「当該を」を「当該に」及び「次条」を「から第二十五条まで」に改め、同条第三項中「次条」を「第二十五条」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第二十四条の二 介護割増年金付終身年金保険の保険契約においては、割増年金の額は、当該保険契約に係る年金の額（前条第一項の規定により年金額を増加させる保険契約にあつては、年金支払事由発生日から始まる一年の期間について支払う年金の額）に相当する額を超えない範囲内において、保険約款の定めるところによる。

第二十八条第一項中、「第三者」を「第三者」に改め、「定める」の下に「保険契約をし、介護割増年金付終身年金保険にあつては第三者を被保険者とする」を加える。

第三十八条第二項中「若しくは家族保険」を「家族保険若しくは介護割増年金付終身年金保険」に改め、「終身年金保険」の下に「（介護割増年金付終身年金保険を除く。）」を加える。

第三十九条第一項中「財形貯蓄保険」の下に、「介護割増年金付終身年金保険」を、「終身年金保険」の下に「（介護割増年金付終身年金保険を除く。）」を加え、同条第二項中「とき」の下に「特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより保険金を支払うこととする終身保険又は介護割増年金付終身年金保険の保険契約にあつては、その保険契約の効力発生後二年を経過するまでの間」に改める。

介護割増年金付終身年金保険の保険契約にあつては、その保険契約の効力発生後二年を経過するまでの間に被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続した場合において、その者について同項の解除の原因たる事実の存するときは除き、」を加え、「その期間内」を「その保険契約の効力発生後二年を経過するまでの間」に改める。

第四十条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 介護割増年金付終身年金保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、国が被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続した後その者について前条第一項の解除の原因たる事実の存することによりその保険契約の解除をした場合には、国は、割増年金の支払をする責めに任ぜず、また、既にその割増年金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、保険契約者又は年金受取人において、当該被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことの原因がその告げ又は告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

第四十六条第一項中「財形貯蓄保険」の下に、「介護割増年金付終身年金保険」を加え、同条第二項中「終身年金保険」の下に「（介護割増年金付終身年金保険を除く。）」を加える。

第四十八条第四項中「第四十条第四項ただし書」を「第四十条第五項ただし書」に改め、同条第五項中「第四十条第五項ただし書」を「第四十条第六項ただし書」に改める。

第五十六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 介護割増年金付終身年金保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、保険契約者又は被保険者の故意による傷害又は疾病を原因として被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したときは、国は、割増年金を支払う責めに任じない。

第五十七条第一項中「又は養老保険」を「養老

保険」に改め、「除く。」の下に「又は介護割増年金付終身年金保険」を加え、同項ただし書中「ただし」の下に、「介護割増年金付終身年金保険」を加え、同条第三項中「終身年金保険」の下に「（介護割増年金付終身年金保険を除く。）」を加える。

第五十九条第四項ただし書中「第五十六条第三項」を「第五十六条第四項」に改める。

第六十二条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 介護割増年金付終身年金保険の保険契約に係る割増年金額の増額（介護割増年金付終身年金保険以外の終身年金保険から介護割増年金付終身年金保険への変更を含む。）

第六十三条中「（第五項）を（第六項）に」、「第三項」を「第四項」に改める。

第六十六条第一項中「及び第五項」を「及び第六項」に改める。

第六十九条第三項中「第五十六条第三項」を「第五十六条第四項」に改め、「約した年金」の下に「（介護割増年金付終身年金保険の保険契約に係る割増年金を除く。）」を加える。

第七十三条第二項中「終身保険」の下に「又は介護割増年金付終身年金保険」を加える。

第八十一条第二項ただし書中「ただし」の下に「当該年金のうち介護割増年金付終身年金保険の保険契約に係る割増年金以外のものにあつては」を加える。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に効力が発生した終身保険の簡易生命保険契約については、改正後の第三十九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、被保険者の常時の介護を要する身体障害の状態が一定期間継続したことにより年金を割り増して支払う終身年金保険の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律

（簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正）

第一条 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「国債」の下に「証券取引所が、定款の定めるところにより、国債について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。」を加え、同項第十四号中「国際機関」の下に「（以下この条において「外国政府等」という。）を、債券（の下に「証券取引所が、定款の定めるところにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。」を加え、同項第十七号中「簡易保険福祉事業団」の下に「（次条において「事業団」という。）」を加え、同項第二十号中「外国政府、外国の地方公共団体、国際機関」を「外国政府等」に改め、同項に次の一号を加える。

二十一 債券オブション（当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（第七号及び第十四号に規定する標準物を含む。）

の売買取引を成立させることができる権利又はこれに類する権利であつて、政令で定めるものをいう。

第三項第六項中「この場合においての下に」外国債への運用に準用するときは、第三項中「割合」とあるのは「割合（外国政府等の発行する外国債その他の外国法人の発行する政令で定める外国債に運用する場合にあつては、一の外国政府等又は外国法人の発行する外国債の十分の五を超える割合）」とを、「ときは」の下に「同項及び前項中」を加え、同条第七項中「第一項の下に」及び次条第一項を加え、「同項」を「これら」に改める。

第六条を第七条とし、第五條を第六條とし、第四條を第五條とし、第三條の次に次の一條を加える。

(運用寄託)

第四條 郵政大臣は、前条第一項に規定するものに運用するほか、第一條の目的と事業団の目的の共通性にかんがみ、事業団に対し、その長期的な観点からの資金の運用に基づく納付金の納付を目的として、事業団が行う運用のための資金を積立金から寄託すること（次項において「運用寄託」という。）ができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により運用寄託をした資金に付する利子については、運用寄託の規定による貸付金の利率に比して低い利率を定めることができる。

3 郵政大臣は、経済情勢その他の事情を勘案して、毎年一回、前項の利率を変更することができる。この場合においては、同項の規定を準用する。

4 郵政大臣は、前二項の規定により利率を定め、又はこれを変更しようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

(簡易保険福祉事業団法の一部改正)

第二條 簡易保険福祉事業団法（昭和二十七年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十九條第二号中「借り入れた」を「運用寄託（簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）第四條第一項に規定する運用寄託をいう。）をされた」に改める。

第二十五條の見出しを「（運用寄託金及び借入金）」に改め、同条第一項中「長期借入金」を「運用寄託金（同号に規定する資金をいう。次項において同じ。）の受入れに改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 事業団は、前項の規定による運用寄託金の受入れ後十年以内に当該運用寄託金を簡易生命保険特別会計に返還しなければならない。第三十五條第一号中「第二項若しくは第三項ただし書」を「第三項若しくは第四項ただし書」に改める。

附則第十二條を次のように改める。

(運用業務の特例)

第十二條 事業団は、第十九條の規定にかかわらず、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律（平成六年法律第 号）による改正前の第十九條第二号の業務で同法による改正前の第二十五條第一項の規定による長期借入金に係るもの及びこれに附帯する業務を行うことができる。この場合において、第十九條の二中「前条第二号に規定する」とあるのは「前条第二号及び附則第十二條に規定する業務に係る」と、第二十三條の二中「同条第二号の業務及びこれに附帯する業務」とあるのは「同条第二号の業務及びこれに附帯する業務並びに附則第十二條に規定する業務」と、第三十八條第三号中「第十九條」とあるのは「第十九條及び附則第十二條」とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るた

め、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲を拡大するとともに、簡易保険福祉事業団において、同特別会計から運用寄託をされた資金の運用を行うことができるようにする必要がある。これらが、この法律案を提出する理由である。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法（昭和二十一年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項ただし書を削り、同条第二項中「同項本文」を「同項」に改める。

第十六條第三号中「省令で定める通常郵便貯金の種類の区分」を「通常郵便貯金の種類の区分」として郵政大臣が定めるものに改める。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條（貯金に関する権利の消滅） 第四十條の二第一項の規定により貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしないこととされた通常郵便貯金について、その後十年間その貯金の全部払戻しの請求（同条第二項の規定により貯金の全部払戻しの請求とみなされるものを含む。）がない場合において、貯金原簿所管庁がその預金者に対し貯金の処分をすべき旨を催告し、その催告を發した日から二月以内になお貯金の処分の請求がないときは、その貯金に関する預金者の権利は、消滅する。

第四十條の次に次の一條を加える。

第四十條の二（十年間預入、払戻し等のない通常郵便貯金の取扱い） 十年間貯金の預入及び払戻しがなく、かつ、通帳の再交付に係る請求、印章の変更に係る届出その他省令で定める請求若しくは届出又は第二十二條の規定による通帳若しくは貯金証書の提出がない通常郵便貯金については、第七條第一項第一号の規定にかかわらず、貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしない。

前項に規定する通常郵便貯金について、通帳

の再交付に係る請求、印章の変更に係る届出その他省令で定める請求又は届出があつたときは、貯金の全部払戻しの請求があつたものとみなして、省令で定めるところにより貯金を払い渡す。

第四十二條中「第十二條第一項本文の規定により利子をつける通常郵便貯金のうち政令で定めるものを」と通常郵便貯金のうちその利率を勘案して郵政大臣が定める種類のものに改める。

第五十一條の二第一項中「第十二條第一項ただし書に規定する通常郵便貯金」を「通常郵便貯金のうちその経過したとき以後における預金者の利便を勘案して郵政大臣が定める種類のもの」に改める。

第六十六條の二中「及び前条」を「第六十六條及び前条第二項」に改め、同条を第六十六條の三とし、第六十六條の次に次の一條を加える。

第六十六條の二（貸付けの更新） 第六十四條の規定による貸付金の貸付期間が満了する場合において、省令で定めるところにより、預金者から当該貸付けの更新の請求及び当該貸付金の利子に係る債務の弁済（次項において「更新請求等」という。）があつたときは、当該貸付金の貸付期間が満了する日に、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済があり、かつ、当該貸付金と同額の新たな同条の規定による貸付けをしたものとみなす。

前項の規定により預金者が行う更新請求等は、第六十四條の規定による貸付金及びその利子に係る債務の弁済（同項の規定により当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済とみなされるものを除く。）が行われるまでの間について、政令で定める回数を超えてすることができないものとする。

第六十七條中「債務」の下に「又は第六十六條の二第一項に規定する貸付金の利子に係る債務」を加える。

第六十八條の三第一項第一号中「国債」の下に「（証券取引所が、定款の定めるところにより、国

債について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。」を加え、同項第八号中「国際機関」の下に「以下この条において「外国政府等」という。」を、「債券」の下に「証券取引所が、定款の定めるところにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。」を加え、同項第十四号中「外国政府、外国の地方公共団体、国際機関」を「外国政府等」に改め、同項に次の一号を加える。

十五 債券オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において債券(第一号及び第八号に規定する標準物を含む)の売買取引を成立させることができる権利又はこれに類する権利であつて、政令で定めるものをいう)。

第六十八条の三第五項中「この場合において」の下に「外国債への運用に準用するときは、第二項中「割合」とあるのは「割合(外国政府等の発行する外国債その他外国法人の発行する政令で定める外国債に運用する場合にあつては、一の外国政府等又は外国法人の発行する外国債の十分の五を超える割合)」を加え、「これらの規定」を「同項及び前項に」、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六十八条の三の改正規定及び次条の規定 公布の日
- 二 第十二条、第十六条、第四十二条及び第五十一条の二の改正規定並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第二十九条の改正規定及び第四十条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条の規定 平成七年四月一日

平成六年七月六日印刷

平成六年七月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

定 平成七年四月一日

四 第六十六條の二の改正規定、同条を第六十六條の三とし、第六十六條の次に一条を加える改正規定及び第六十七條の改正規定並びに附則第四條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(審議会への諮問)

第二条 郵政大臣は、前条第二号に掲げる改正規定の施行の日又は同条第四号に掲げる改正規定の施行の日前においても、それぞれ改正後の郵便貯金法第十二条第一項又は第六十六條の二第二項の政令の制定又は改正のために郵便貯金法第十二条第三項の政令で定める審議会に諮問することができる。

(貯金に関する権利の消滅に係る経過措置)

第三条 平成七年二月一日から附則第一条第三号に掲げる改正規定の施行の日(以下この条において「一部施行日」という。)の前日までに改正前の郵便貯金法第二十九條第一項の規定により発した催告に係る郵便貯金であつて、同日までに通帳若しくは貯金証書の提出(これを亡失した場合)には、郵便貯金法第十八條の規定による再交付の請求。以下この条において「通帳の提出等」という。)又は貯金の処分の請求がなかつたものについては、なお従前の例による。ただし、当該貯金については、一部施行日以後、その催告を發した日から二月以内に通帳の提出等又は貯金の処分の請求(貯金の全部払戻しの請求を除く。)があつたときは、当該通帳の提出等又は貯金の処分の請求があつた日の翌日から、改正後の郵便貯金法第二十九條及び第四十條の二の規定を適用する。

(貸付けの更新に係る経過措置)

第四条 改正後の郵便貯金法第六十六條の二及び第六十七條の規定は、附則第一条第四号に掲げる改正規定の施行の日前にされた郵便貯金法第六十四條の規定による貸付けについても適用があるものとする。

(郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する

寄附の委託に関する法律の一部改正)

第五条 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第十二条第一項ただし書に規定する通常郵便貯金」を「第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金のうち郵政大臣が定める種類のもの」に改める。

理由

郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するとともに郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、すべての通常郵便貯金の利率について市場金利を勘案して郵政大臣が定めることとするともに、長期間払戻しの請求等がない郵便貯金についての取扱いを合理化し、郵便貯金を担保とする貸付けの更新の制度を設け、及び郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。